

室蘭市一般廃棄物処理基本計画



平成 28 年 3 月

(令和 3 年 3 月見直し)

(令和 4 年 1 2 月食品ロス削減推進計画編入)

室 蘭 市

目次

第1編 室蘭市の沿革	1
1-1. 現況.....	1
1-2. 人口.....	2
第2編 計画策定の背景と趣旨	3
2-1. 背景.....	3
2-2. 計画の位置付け.....	4
2-3. 計画の期間及び目標年度.....	5
2-4. 計画区域.....	5
第3編 基本計画	6
3-1. 基本目標.....	6
3-2. 定義と実践.....	7
3-3. ごみ処理の現状.....	8
第4編 基本的方向性と数値目標	28
4-1. 将来推計人口.....	28
4-2. ごみ排出量の将来予測.....	29
4-3. リサイクル率の推計.....	37
第5編 施策目標	38
5-1. 施策体系.....	38
5-2. ごみの減量（発生抑制）.....	39
5-3. 資源の有効利用.....	41
5-4. ごみの適正処理.....	42
5-5. 収集・運搬の適正化.....	43
5-6. 中間処理と最終処分.....	44
5-7. その他（個別施策等）.....	47
第6編 食品ロス削減推進計画	50
6-1. 背景.....	50
6-2. 計画の位置付け.....	51
6-3. 食品ロスの発生状況.....	51
6-4. 課題の整理.....	67
6-5. 数値目標.....	68
6-6. 食品ロス削減推進の基本施策.....	70
6-7. 基本施策に基づく取り組み内容.....	71

6－8．各主体の役割.....	72
6－9．関連する施策との連携、推進体制及び進行管理.....	73
第7編 計画の進行管理・評価.....	75
7－1．計画の進行管理.....	75
7－2．進行管理.....	75
7－3．チェック方法と評価.....	76

第1編 室蘭市の沿革



室蘭市全景

1-1. 現況

室蘭市は、北海道南西部の内浦湾（別名噴火湾）に面し、西に向かって突出した馬蹄型の半島の懷に天然の良港を抱く工業都市です。北東部は鷲別川を境に登別市と接し、北西部はチマイベツ川を境に伊達市と隣接しています。

明治時代に北海道における工業・港湾の拠点として開発が進められ、製鉄・製鋼の二大工場が操業を開始してからは、北海道工業の中心都市として発展してきました。

その後、造船業や石油精製業などとともに、戦後の高度経済成長期の中で発展を続け、世界情勢の変化や産業構造の転換などの影響を受けましたが、近年では、蓄積された高度な産業技術や、大学等の研究開発機関を活かした環境産業拠点都市の形成を進めています。

また、現在の企業数は第一次産業（農林水産業）が1パーセントに満たないものの、第二次産業（鉱業・建設業・製造業）が約34パーセント、第三次産業が約66パーセントと第二次産業の割合が他と比較しても高い数値※となっています。

※平成26年経済センサス基礎調査より算出

1-2. 人口

室蘭市の人口は、昭和44年をピークに減少が続いており、昭和44年のピーク時の人口183,125人に対し、令和2年3月末時点で82,167人と約55パーセント減少しています。（参考：室蘭市統計書）

一方で、近年の世帯数は減少傾向にあるものの、令和2年3月末時点で45,208世帯となっており、人口がピークであった昭和44年の世帯数47,257世帯と比べても大きく減少してはいません。世帯数の変化については、少子高齢化による一人世帯や核家族化の進展により、世帯人口の減少が進み、人口は大きく減少するものの、世帯数の減少幅は小さくなっていると考えられます。

また、将来の人口について、本市が令和2年3月に策定した「室蘭市人口ビジョン」では、高齢化及び出生数の減少による自然減等により、今後も減少傾向が続くと分析しています。

第2編 計画策定の背景と趣旨

2-1. 背景

我が国は、高度経済成長期からの大量生産・大量消費の社会経済活動により、物質的な豊かさを手に入れることができましたが、同時に廃棄物も大量に発生することとなり、結果として様々な環境問題を引き起こす原因となりました。

近年は国民の環境問題への意識も高まりつつあり、ごみ減量をはじめとした循環型社会の実現に向けた取組みが見られるものの、世界的な資源制約の顕在化や地球温暖化など世界規模での環境を考えると、一層深刻な状況となっています。

今後は、従来の社会経済システムの見直しなどにより、地球環境に対する負荷の低減をはかり、持続可能な社会づくりを進めていくことが求められています。

このような状況のなか、国においては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令の整備をはじめとした各種計画や方針の策定が進められている状況にあり、本市においてもこれらを踏まえ、平成18年に「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量・適正処理、リサイクルの推進に取り組んできました。その後、国において、循環型社会の構築へ向け「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」など、新たな法整備が行われたため、これらに対応した計画の整備が必要となり、平成28年3月に新たな「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

国の「ごみ処理基本計画策定指針」において、“一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定する”とされているため、本計画においては中間年である令和2年度に数値目標、施策について精査・見直しを行うこととしており、このたび本計画の見直しを行いました。

本計画については、新たな法に対応した施策の検討及び、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理を推進することを目的としています。

2-2. 計画の位置付け

「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基本方針に則して室蘭市が定める室蘭市の区域内における廃棄物の減量等、廃棄物に係る適正な処理に関する計画です。

本計画に関連する主な法、計画との位置づけは、次のとおりです。

図 2-1. 国、北海道の法律、計画及び本市における計画との位置付け

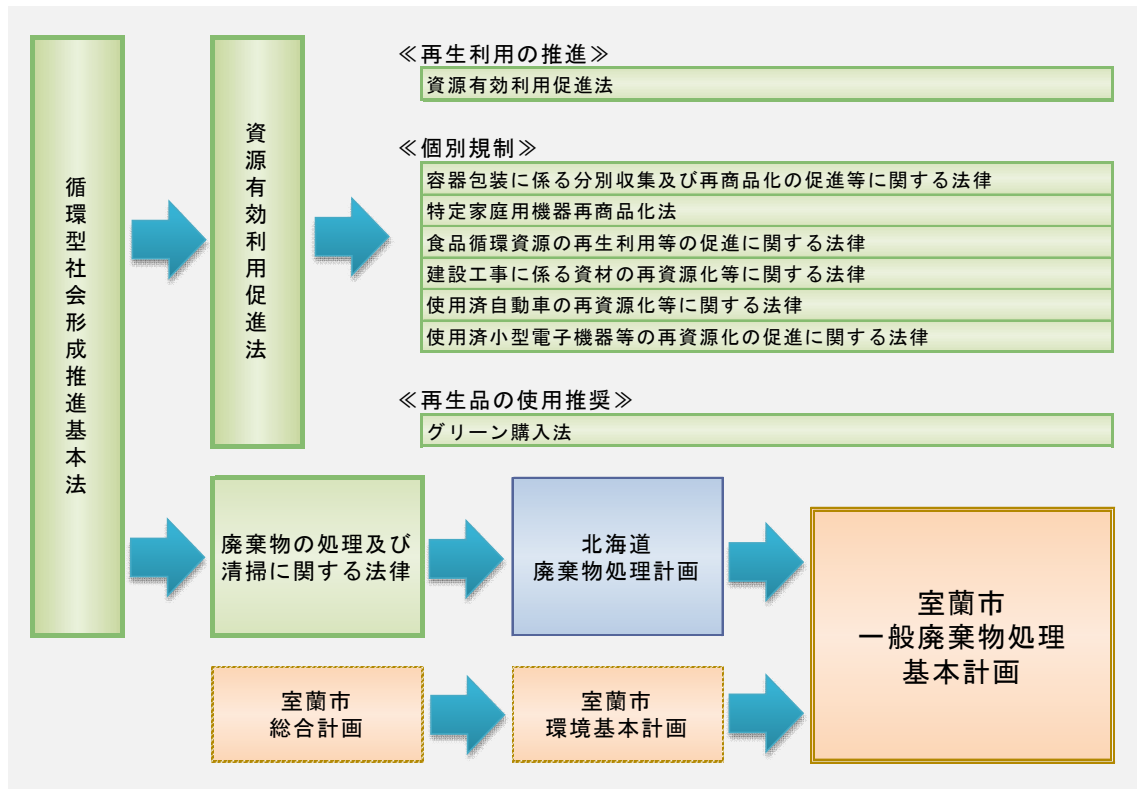
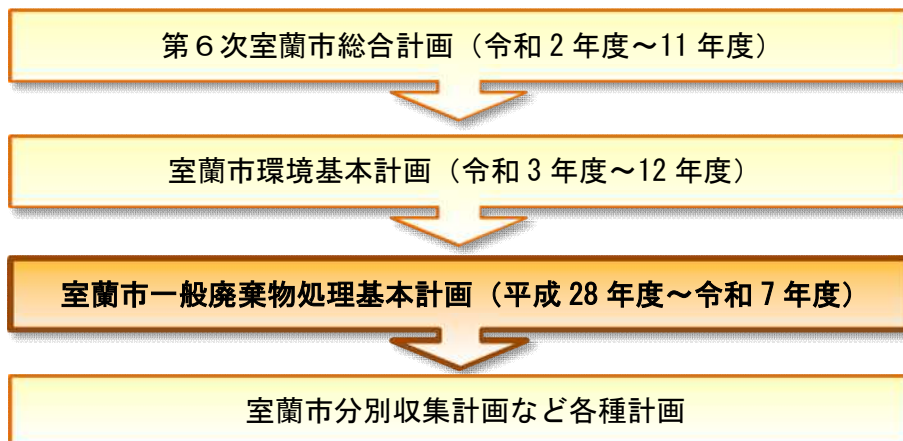


図 2-2. 室蘭市における各計画との位置付け及び計画年次

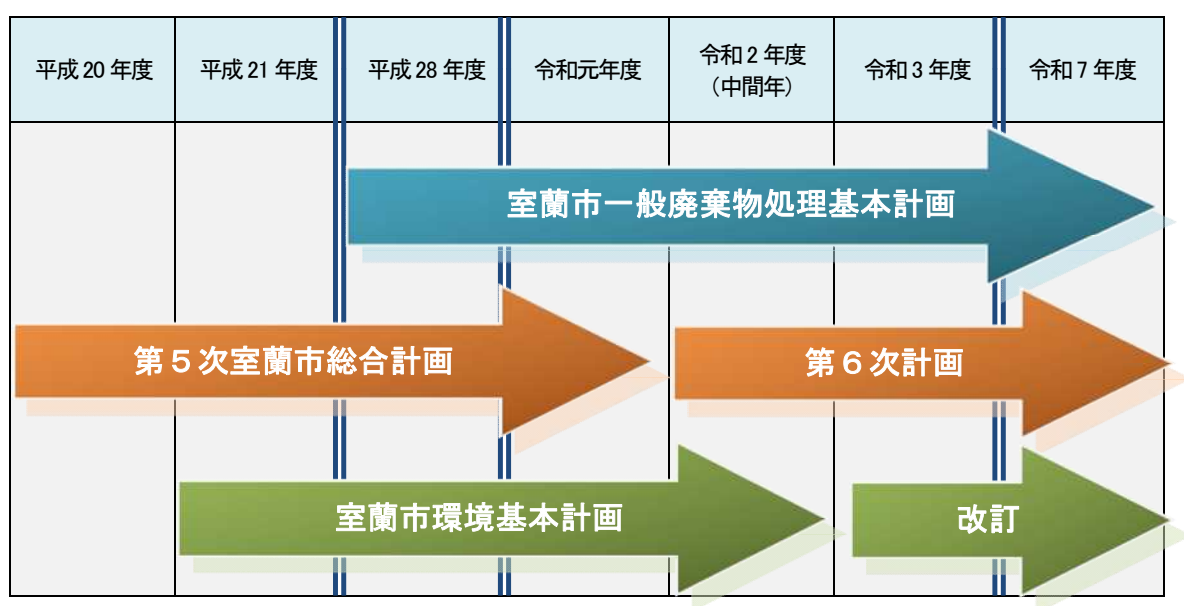


2-3. 計画の期間及び目標年度

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、国の指針（ごみ処理基本計画策定指針）により、10～15年が望ましいとされています。

本計画は、初年度を平成28年度とし、目標年度を令和7年度とする、10年間の計画とします。

ただし、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切とされているため、計画の進捗状況の検証及び社会情勢の変化に注視しつつ、令和元年度に設置した「室蘭市ごみ処理・リサイクル事業あり方検討委員会」での議論を踏まえた事業見直しの影響なども考慮し、適宜対応を行っていきます。



2-4. 計画区域

本計画の対象区域は、室蘭市全域とします。

ただし、室蘭市から排出される一般廃棄物の大部分は「西胆振地域廃棄物広域処理施設」及び「西いぶり広域連合最終処分場」で処分を行っているため、西いぶり広域連合の構成市町との連携を視野に入れたものとしてします。

第3編 基本計画

3-1. 基本目標

室蘭市環境基本計画では、「未来につなぐ環境と産業を育てるまち むろらん」を長期的目標とし、さらに基本目標として、「自然・資源を大切にし、快適にくらすまち」などとしており、廃棄物対策も重要な一翼を担っています。

本計画では、廃棄物の減量を前提として、循環型社会の推進を目標とします。

ごみ排出量については、人口減少や経済状況も相まって概ね達成している状況にありますが、一方で市民1人当たりのごみの排出量は、大きな変化は見られない状況にあります。

こうしたことから、今後も意識向上を含めた循環型社会の形成に向けた取組みが必要となります。

そのため、本計画で掲げる基本方針は、意識向上を中心とした「5Rの推進」とします。

《 基本理念 》

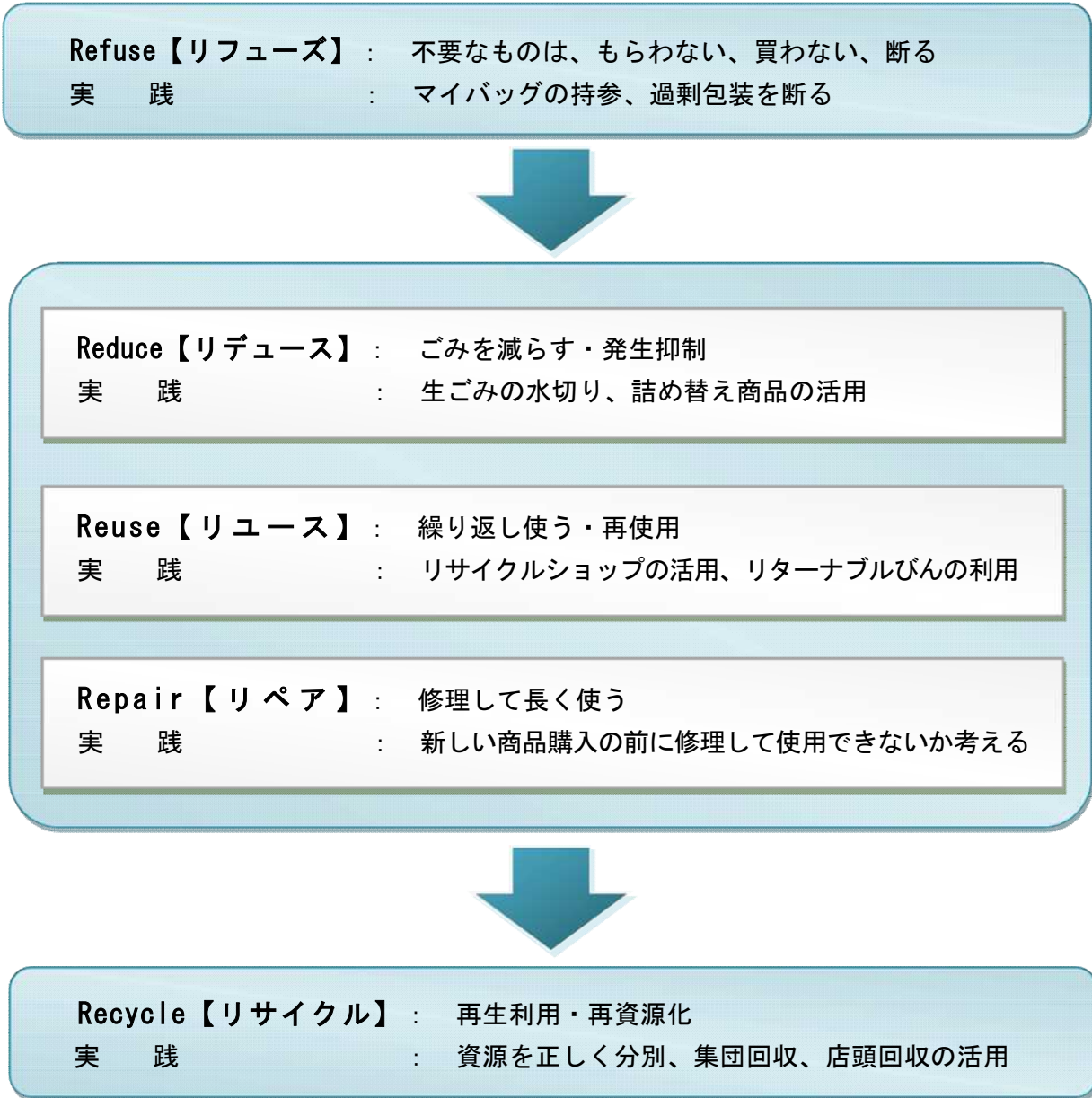
ご ぁーる

5Rの推進

1. **R**efuse 【リフューズ】
2. **R**educe 【リデュース】
3. **R**euse 【リユース】
4. **R**epair 【リペア】
5. **R**ecycle 【リサイクル】

3-2. 定義と実践

循環型社会の形成に向け、物の生産から廃棄までを考え、行動していくことが重要です。そこで、市民・事業者・行政が生活のなかで実践し、個々の役割を果たすことによりごみの減量から環境負荷の軽減へと繋がっていきます。



3-3. ごみ処理の現状

(1) 廃棄物の種類

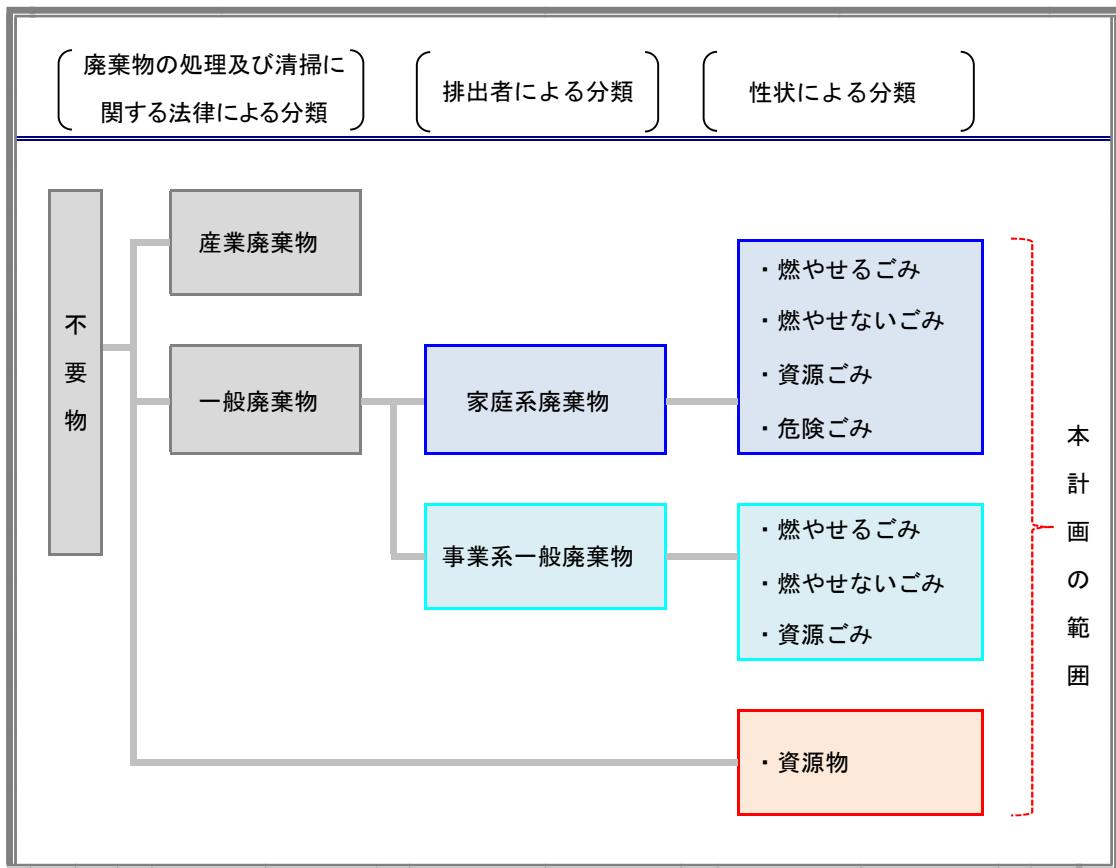
廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物は、工場や事業場などの事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃え殻や汚泥など法令で定める20種類と、輸入廃棄物が該当します。

また、一般廃棄物は、家庭生活に伴って生じた「家庭系廃棄物」と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しない「事業系一般廃棄物」があります。

本計画では、家庭系の廃棄物及び資源物、事業系一般廃棄物を対象範囲としています。

図 3-1. 廃棄物の体系



(2) ごみ処理の体制

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物は、西いぶり広域連合の廃棄物処理施設で破碎及び焼却処理をしています。

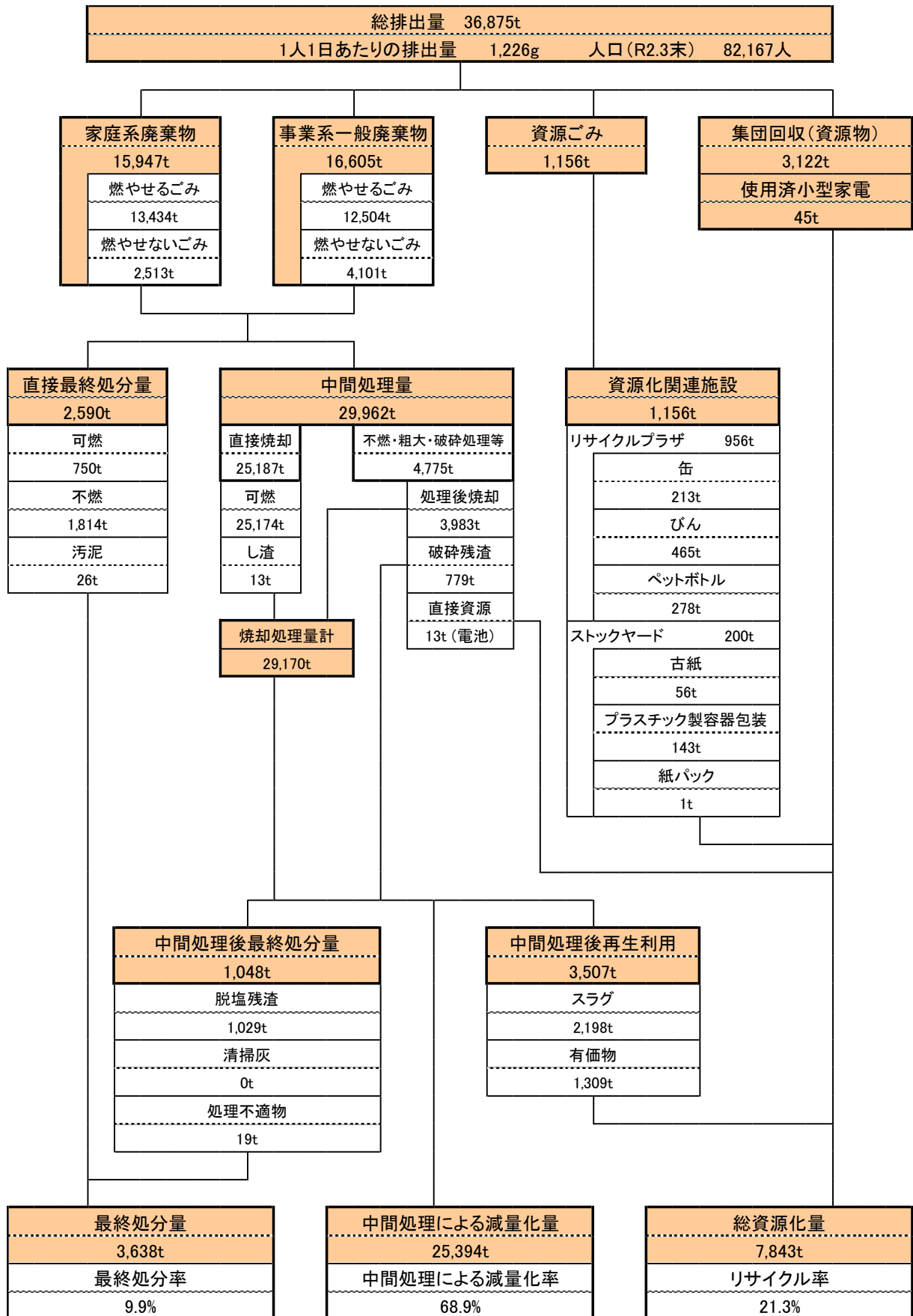
空き缶・雑びん・ペットボトルは、西いぶり広域連合へ搬出して選別された後、再資源化業者へ引き渡しています。また、プラスチック製容器包装は、市で異物を除去した後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して、再資源化が行われています。

令和3年4月からスプレー缶類、ライター類、電池類を新たに「危険ごみ」として分別収集し、西いぶり広域連合で選別及び破碎処理した後、再資源化業者へ引き渡します。

表 3-2. ごみ処理の体制

分別区分		収集運搬体制	中間処理		最終処分等	
			処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
家庭系廃棄物		市(委託) 又は 自己搬入	西いぶり広域 連合	破碎・焼却	西いぶり広域 連合	資源化・埋立
家庭系 資源 ごみ	空き缶・雑びん・ ペットボトル	市(委託)	西いぶり広域 連合	選別	民間事業者・ (公財)日本容 器包装リサイ クル協会	資源化
	プラスチック 製容器包装	市(委託)	市(委託)	選別	(公財)日本容 器包装リサイ クル協会	資源化
危険ごみ (スプレー缶類、 ライター類、 電池類)		市(委託)	西いぶり広域 連合	選別・破碎	西いぶり広域 連合	資源化
事業系一般廃棄物		自己搬入 又は許可 業者	西いぶり広域 連合	破碎・焼却	西いぶり広域 連合	資源化・埋立
事業系資源ごみ 空き缶・雑びん・ ペットボトル		自己搬入 又は許可 業者	西いぶり広域 連合	選別	民間事業者・ (公財)日本容 器包装リサイ クル協会	資源化

図 3-3. ごみ処理フロー図（令和元年度実績）



(3) 収集運搬体制

家庭系廃棄物の収集方法は、町会等が設置したごみ集積場からの収集「ごみステーション方式」等により、「燃やせるごみ」は週2回、「燃やせないごみ」を月1回収集しています。なお、収集運搬については、直営収集から民間委託への移行を進めるなかで、平成14年度から完全な民間委託としました。

家庭系資源ごみについては、平成3年8月にモデル地区として3町会に協力いただいたのを皮切りに、平成9年10月に「空き缶・雑びん」、平成11年7月に「ペットボトル」の分別収集を開始しており、市が設置する「資源ステーション」にて月2回収集しています。紙パックも同年より分別収集を開始し、家庭系ごみの「燃やせないごみ」の日に収集しています。

また、家庭系資源ごみの「プラスチック製容器包装」は、平成18年10月から分別収集を開始し、収集方法は、家庭系ごみと同じく「ごみステーション方式」で月1回収集しています。

さらに、令和3年4月から「危険ごみ」の区分を設け、スプレー缶類、ライター類、電池類の分別収集を行います。収集方法は、空き缶・雑びん、ペットボトルと同じく「資源ステーション」で月1回収集します。

表 3-4. 家庭系廃棄物等の収集運搬体制

分別区分		収集頻度	収集場所	品目例	手数料
燃やせるごみ		週2回	ごみステーション方式等	生ごみ、紙くず、紙おむつ、食用油、衣類、ゴム・皮革、プラスチック類、木枝・刈草	【指定袋】 10ℓ用 20円/枚 20ℓ用 40円/枚
燃やせないごみ		月1回		金物類、ガラス・せともの類、布団・じゅうたん、家具類、家電製品(家電リサイクル法対象を除く)、電球・蛍光灯	30ℓ用 60円/枚 40ℓ用 80円/枚 【処理券】 160円/枚
資源ごみ	缶・びん	月2回	市設置の資源ステーション	空き缶、空きびん	無料
	ペットボトル			飲料用・調味料用等	
	紙パック プラスチック製容器包装	月1回	ごみステーション方式等	牛乳・飲料用・酒用等 プラマークのついたポリ袋、パック、ボトル、キャップ(洗わなくて出せるもの、臭気上の問題がないもの)	【指定袋】 10ℓ用 20円/枚 20ℓ用 40円/枚 30ℓ用 60円/枚 40ℓ用 80円/枚
危険ごみ		月1回	市設置の資源ステーション	スプレー缶類、ライター類、電池類	無料

※分別区分・品目例等の詳細は、分別パンフレット、広報紙及びホームページに記載

(分別パンフレット、広報紙及びホームページに記載の無い品目については、市民からの問い合わせ内容、品目に応じて市で対応しています。)

(4) ごみ量の推移

① 総排出量

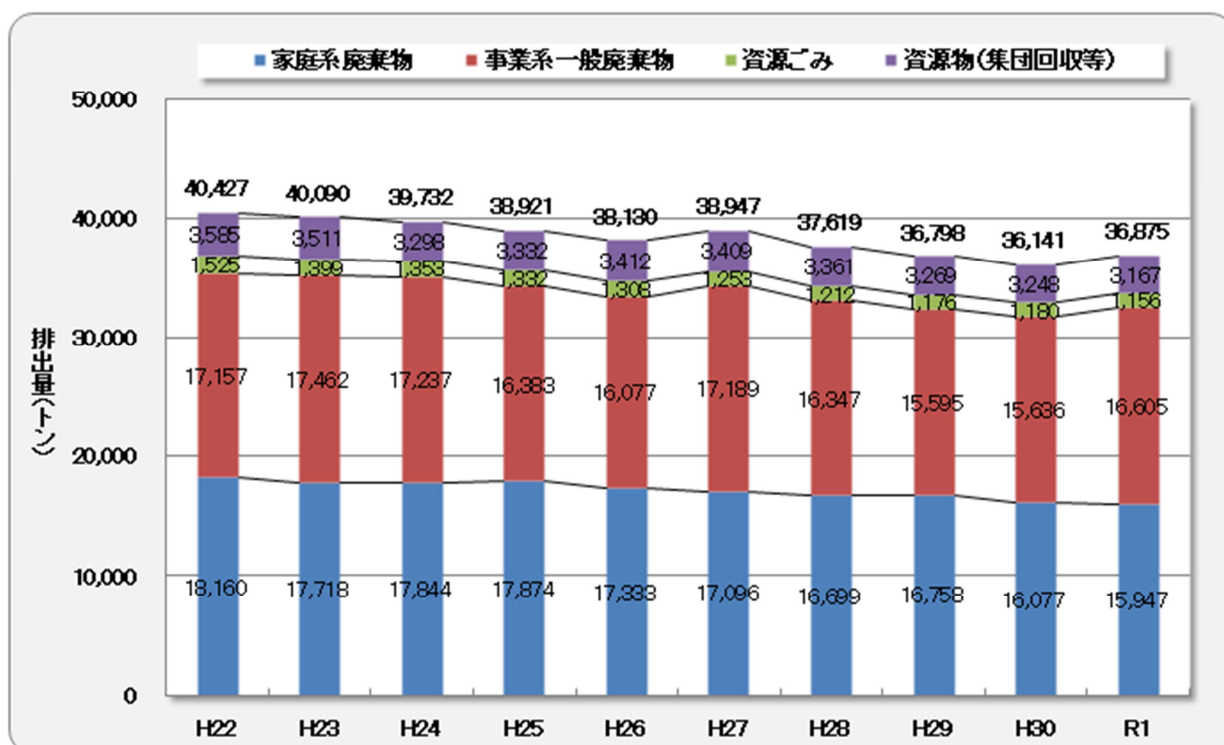
家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物、資源ごみ、資源物（集団回収等）を合わせた総排出量は減少傾向にあり、平成22年度と令和元年度を比較すると、約9パーセント減少しています。

表 3-5. ごみ排出量の推移

(単位:トン)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系廃棄物	18,160	17,718	17,844	17,874	17,333	17,096	16,699	16,758	16,077	15,947
事業系一般廃棄物	17,157	17,462	17,237	16,383	16,077	17,189	16,347	15,595	15,636	16,605
資源ごみ	1,525	1,399	1,353	1,332	1,308	1,253	1,212	1,176	1,180	1,156
資源物(集団回収等)	3,585	3,511	3,298	3,332	3,412	3,409	3,361	3,269	3,248	3,167
計	40,427	40,090	39,732	38,921	38,130	38,947	37,619	36,798	36,141	36,875

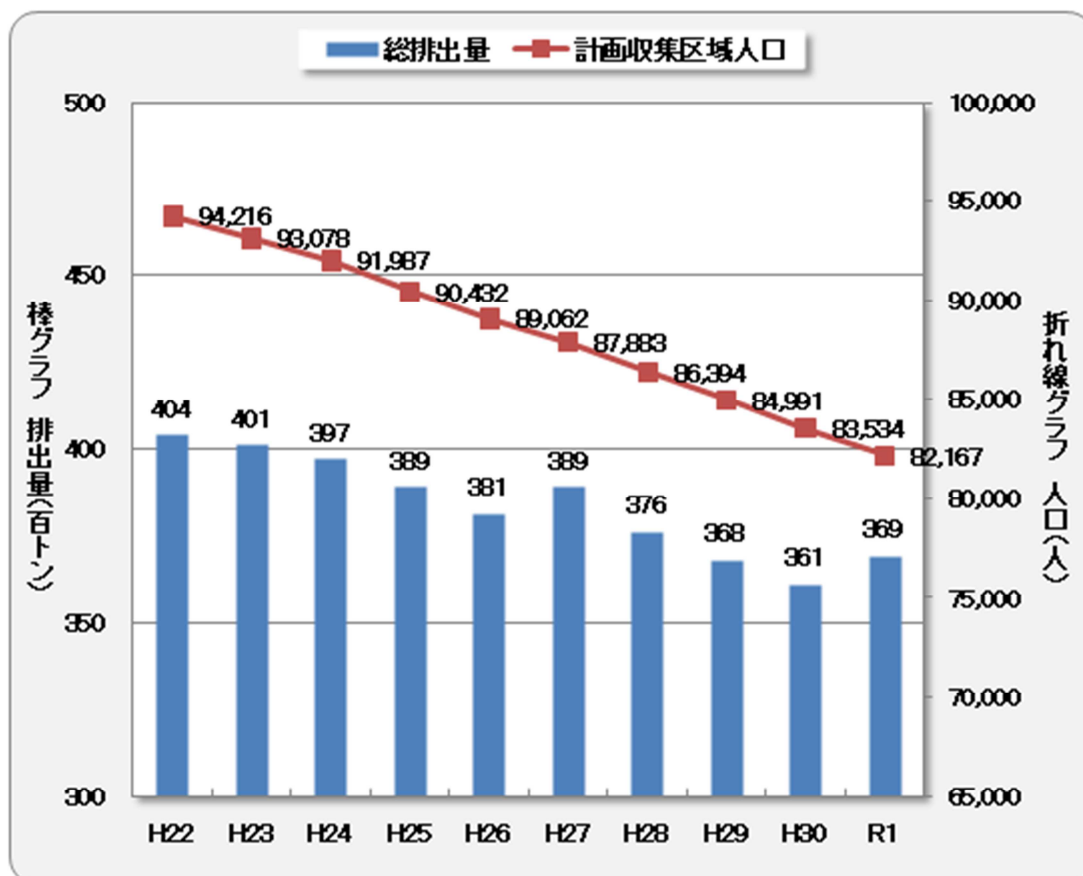
図 3-6. ごみ排出量の推移



② 人口と廃棄物の総排出量の関係

計画収集区域人口は、平成22年度から令和元年度の10年間で約13パーセント減少しています。また、廃棄物の総排出量は、同期間において、約9パーセント減少しています。

図3-7. 人口と廃棄物の総排出量の関係



③ 市民1人1日あたりの排出量の推移

次に、ごみの排出量は人口に大きく影響されることから、1人1日あたりの量を用いて、単位量あたりの推移を把握します。

$$\text{1人1日当たりのごみ排出量(原単位)} = \frac{\text{ごみ総排出量(家庭系+事業系+資源+集団回収)}}{\text{年間日数} \times \text{人口}}$$

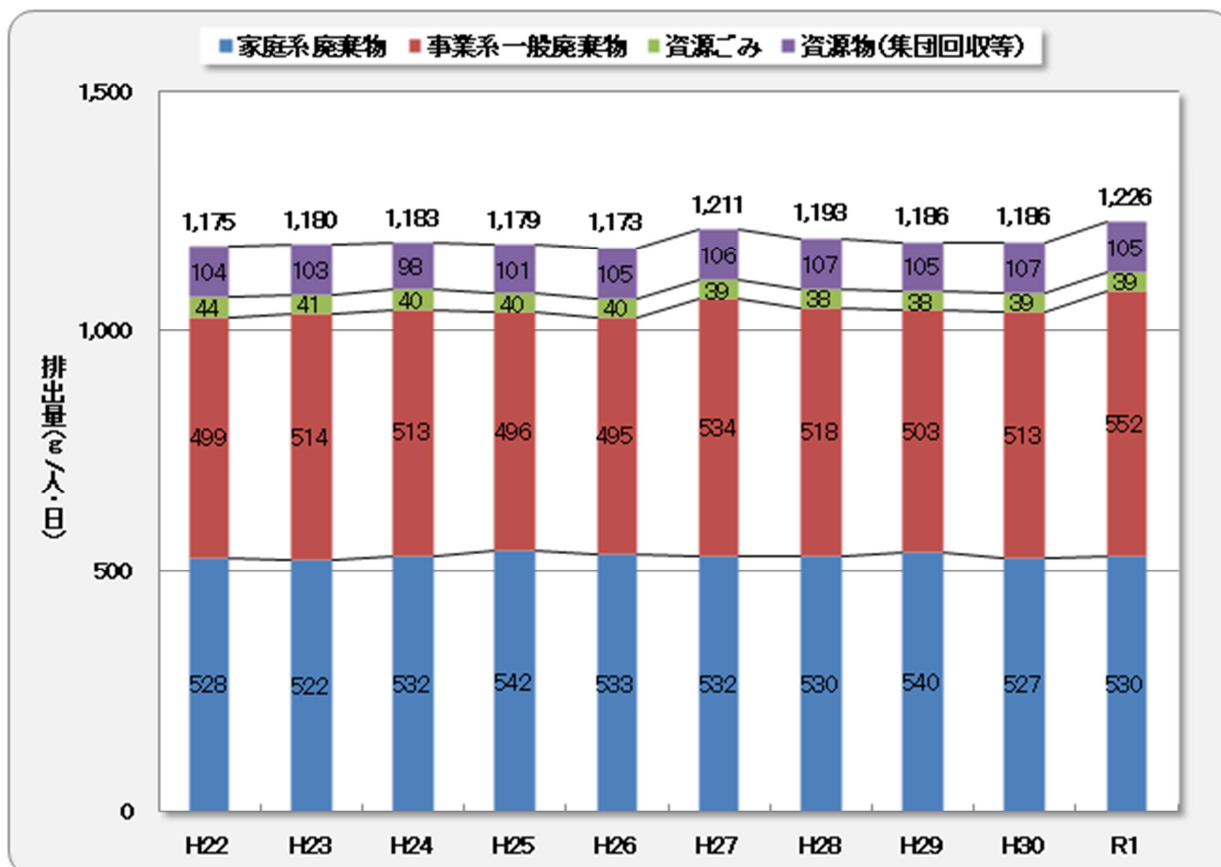
令和元年度の1人1日あたりの排出量(原単位)は、1,226グラムです。
平成22年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

表 3-8. 1人1日あたりの排出量の推移

(単位:グラム/人/日)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系廃棄物	528	522	532	542	533	532	530	540	527	530
事業系一般廃棄物	499	514	513	496	495	534	518	503	513	552
資源ごみ	44	41	40	40	40	39	38	38	39	39
資源物(集団回収等)	104	103	98	101	105	106	107	105	107	105
計	1,175	1,180	1,183	1,179	1,173	1,211	1,193	1,186	1,186	1,226

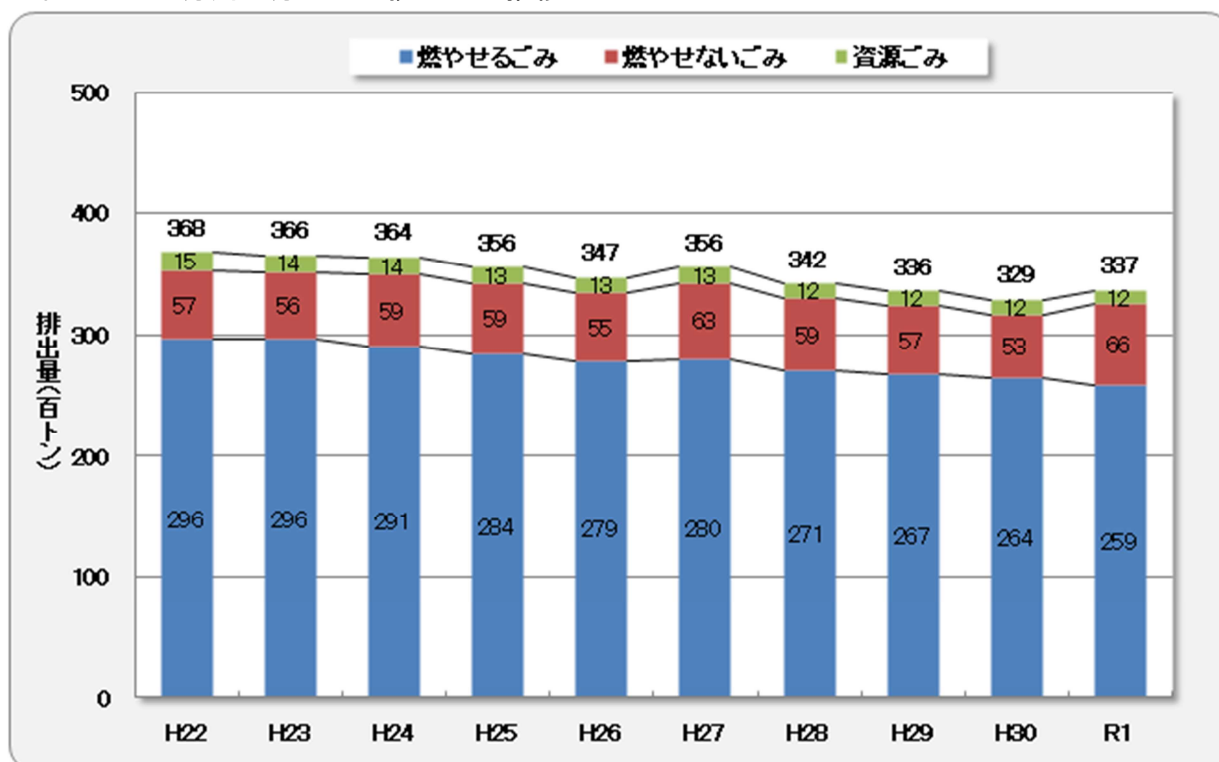
図 3-9. 1人1日あたりの排出量の推移



④ 分別区分ごとの排出量

平成22年度と令和元年度を比較すると「燃やせるごみ」は約13パーセント減少しており、「燃やせないごみ」は約16パーセント増加していますが年度により増減しています。また、「資源ごみ」は約20パーセント減少しています。

図3-10. 分別区分ごとの排出量の推移



⑤ ごみの組成分析

組成分析は、西いぶり広域連合において、5市町から集まったごみから直接採取した廃棄物※を、月に1回調査しています。

平成29年度から令和元年度までを平均した分析結果は下表のとおりです。

紙類が最も多く、次いで厨芥類、ビニール・ゴム類の順となっています。

※ 分析した廃棄物は、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物を混合し、磁力選別機で鉄が除かれたもの。

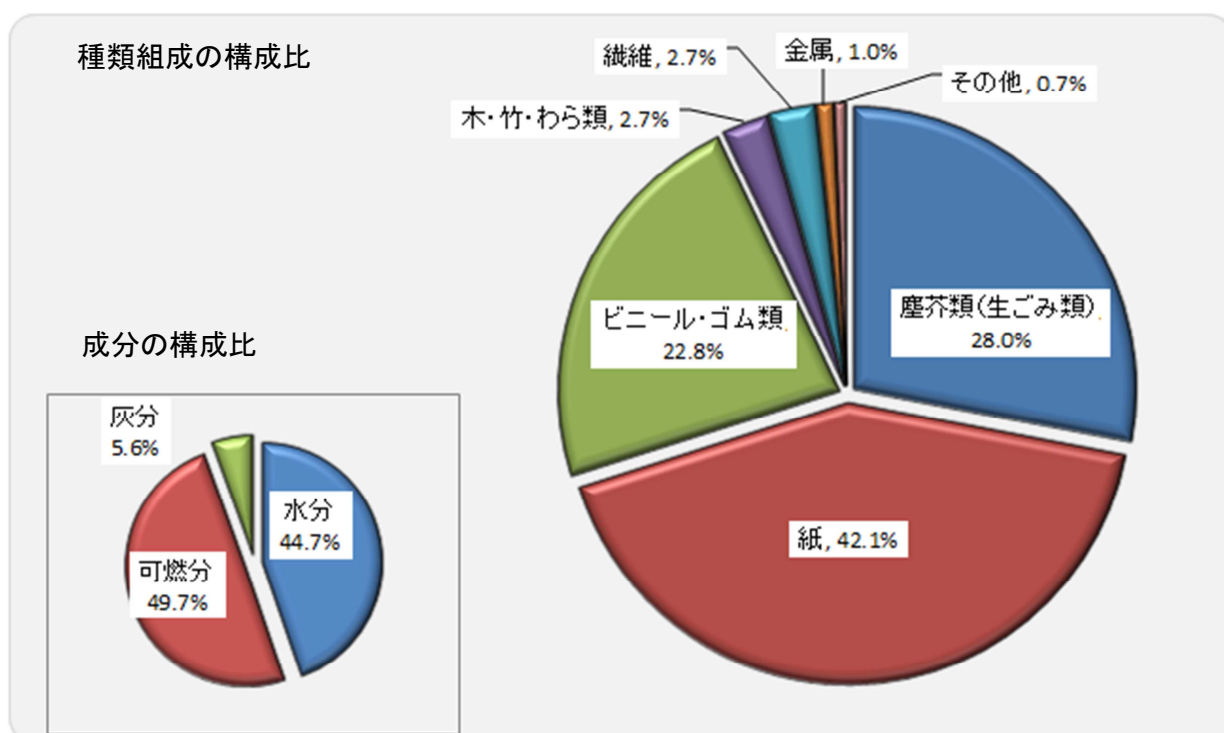
表 3-11. ごみの種類組成及び成分

(単位:パーセント)

区分		H29	H30	R1	3か年平均
ごみの種類組成	紙	44.8	40.4	41.2	42.1
	厨芥類(生ごみ)	27.6	29.3	27.2	28.0
	ビニール・ゴム類	21.8	24.9	21.6	22.8
	木・竹・わら類	1.6	1.8	4.6	2.7
	繊維	3.7	1.3	3.1	2.7
	金属	0.6	1.0	1.4	1.0
	ガラス・陶器	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	1.2	0.8	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0
成分	水分	46.3	43.7	44.0	44.7
	可燃分	49.0	50.0	50.1	49.7
	灰分	4.7	6.3	5.9	5.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

※四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある

図 3-12. ごみの種類組成及び成分



⑥ 資源化量及びリサイクル率の推移

直接資源化量 … 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パック、電池
 処理後再生利用量… 焼却過程を経て排出されたスラグ等
 集団回収量 … 町内会等の団体に集められた新聞紙等の紙類、金属類、びん、布類

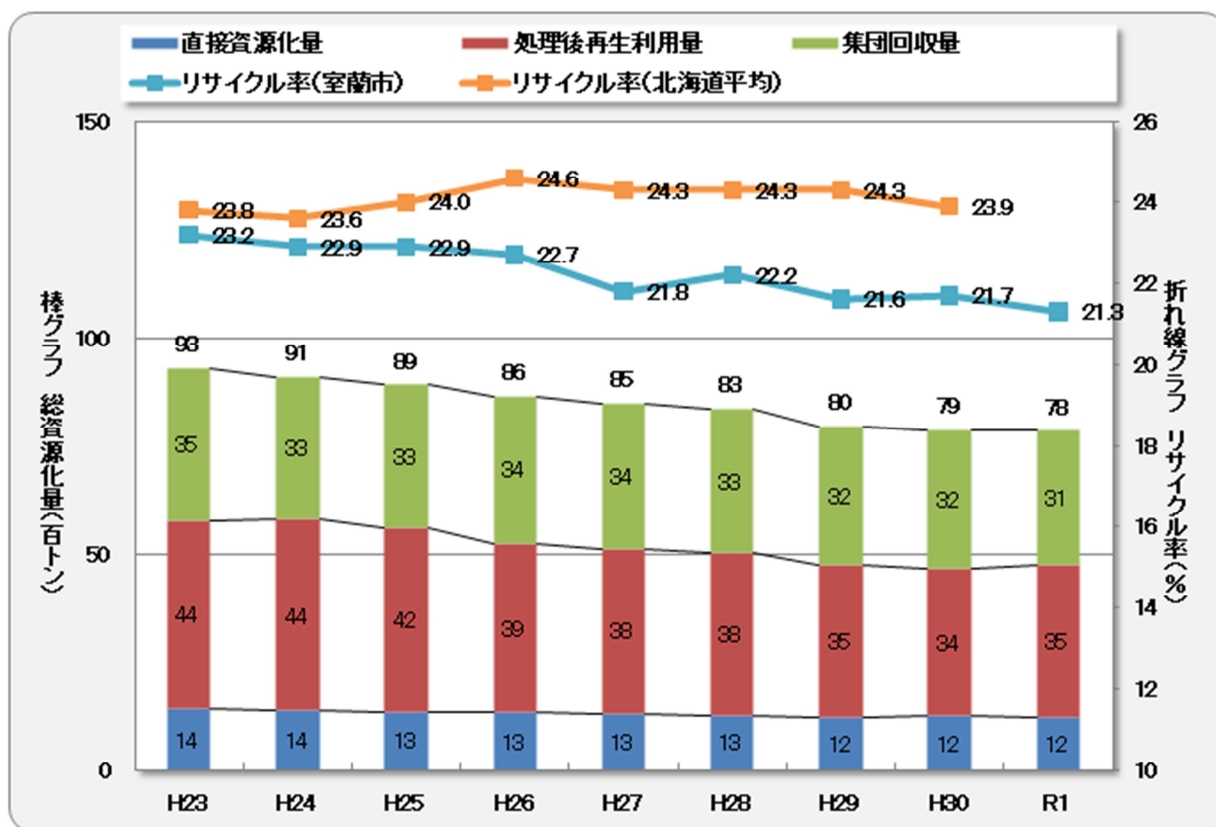
$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量}}$$

表 3-13. 資源化量及びリサイクル率の推移

(単位:トン、パーセント)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接資源化量(t)	1,413	1,360	1,339	1,316	1,308	1,257	1,212	1,231	1,214
処理後再生利用量(t)	4,365	4,430	4,241	3,917	3,809	3,765	3,506	3,420	3,507
集団回収量(t)	3,511	3,298	3,332	3,412	3,361	3,321	3,232	3,205	3,122
再資源化量計	9,289	9,088	8,912	8,645	8,478	8,343	7,950	7,856	7,843
リサイクル率(%) 室蘭市	23.2	22.9	22.9	22.7	21.8	22.2	21.6	21.7	21.3
リサイクル率(%) 北海道平均	23.8	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3	23.9	

図 3-14. 資源化量及びリサイクル率の推移



⑦ 計画前期における目標値の達成状況

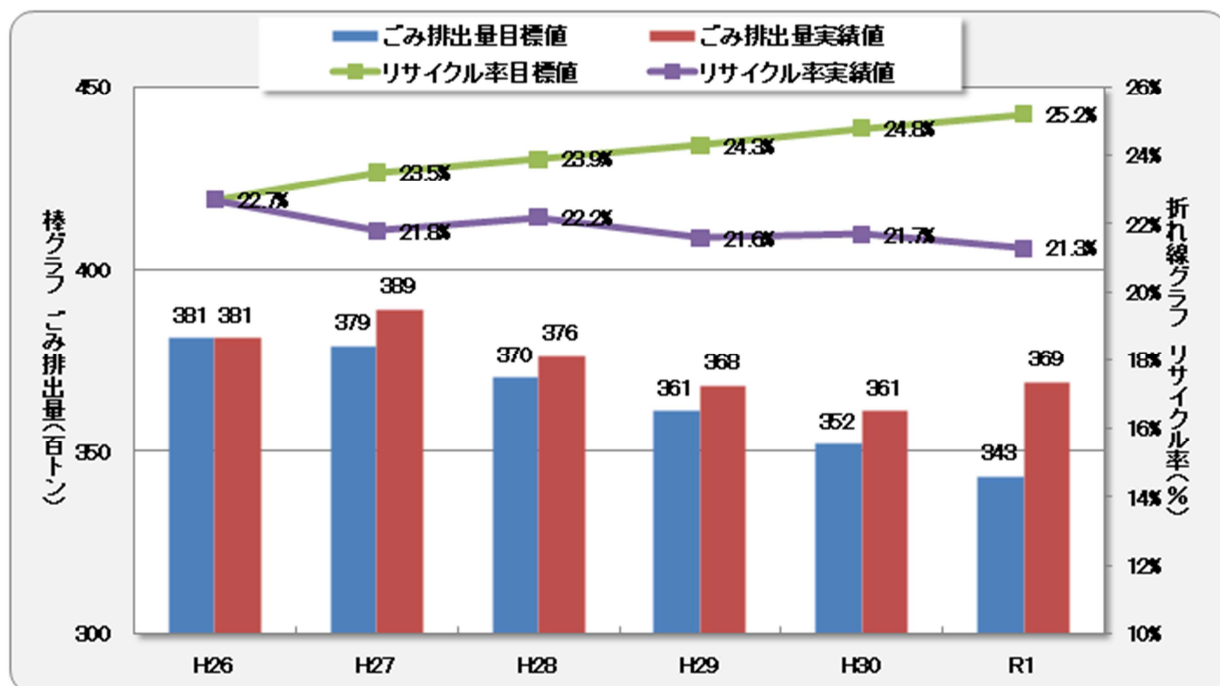
本計画期間の前期（平成 28 年度～令和元年度）における減量化等の目標値及び計画期間内の排出量等は次のとおりです。

- ・ ごみ排出量目標値 34,340 トン（平成 26 年度実績より 10 パーセント削減）
 - 家庭系廃棄物 15,174 トン（1 人 1 日あたり 479 グラム）
 - 事業系廃棄物 14,097 トン（1 人 1 日あたり 445 グラム）
 - 資源ごみ 5,069 トン（1 人 1 日あたり 160 グラム）
- ・ リサイクル率 25.2 パーセント以上

表 3-15. 計画前期における目標値及び実績値

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量(t)	目標値		37,937	37,023	36,119	35,226	34,340
	実績値	38,130	38,947	37,619	36,798	36,141	36,875
家庭系廃棄物(g) (1人1日あたり)	目標値		522	511	501	490	479
	実績値	533	532	530	540	527	530
事業系廃棄物(g) (1人1日あたり)	目標値		485	475	465	455	445
	実績値	495	534	518	503	513	552
資源ごみ(g) (1人1日あたり)	目標値		148	151	154	157	160
	実績値	145	145	145	143	146	144
リサイクル率	目標値		23.5%	23.9%	24.3%	24.8%	25.2%
	実績値	22.7%	21.8%	22.2%	21.6%	21.7%	21.3%

図 3-16-1. 計画前期における目標値及び実績値（ごみ排出量とリサイクル率）



ごみ排出量は減少傾向にありますが、想定より減量が進んでいないため目標を達成できていません。また、リサイクル率も低下傾向にあり、同じく目標値を下回っています。

図 3-16-2. 計画前期における目標値及び実績値（家庭系廃棄物 1 人 1 日あたり）

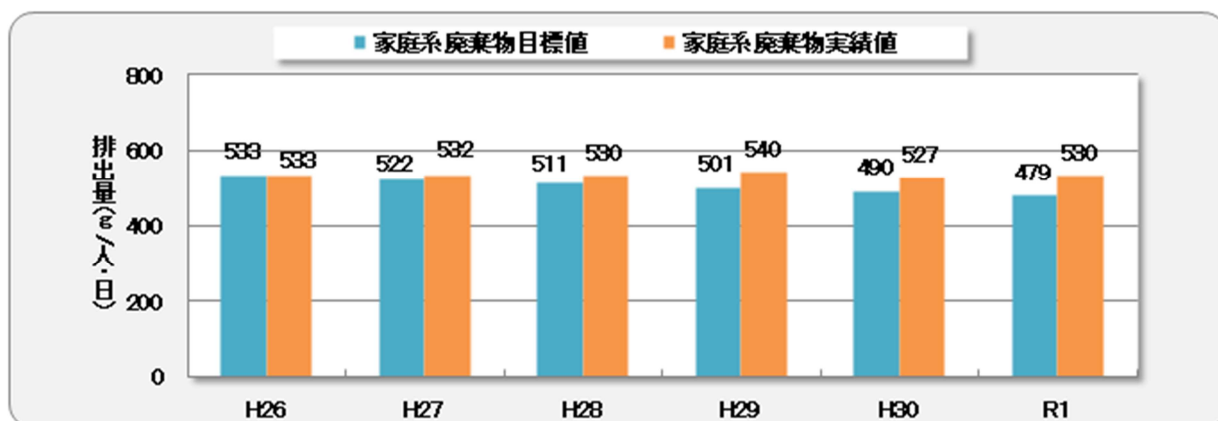


図 3-16-3. 計画前期における目標値及び実績値（事業系廃棄物 1 人 1 日あたり）

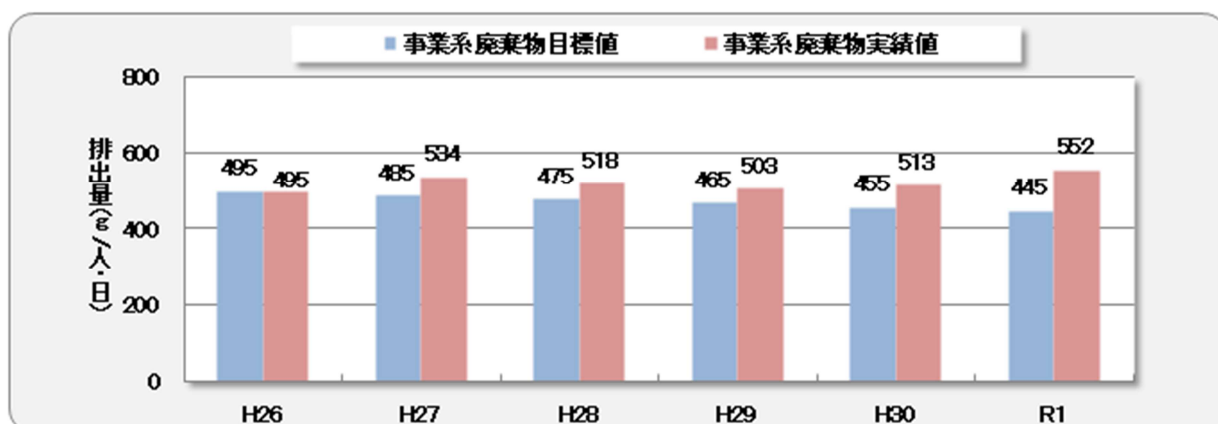
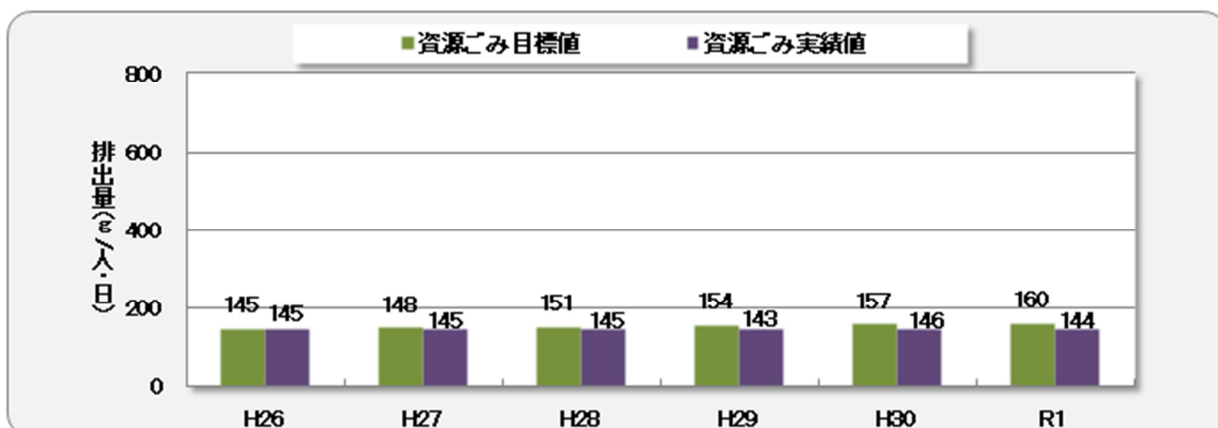


図 3-16-4. 計画前期における目標値及び実績値（資源ごみ 1 人 1 日あたり）



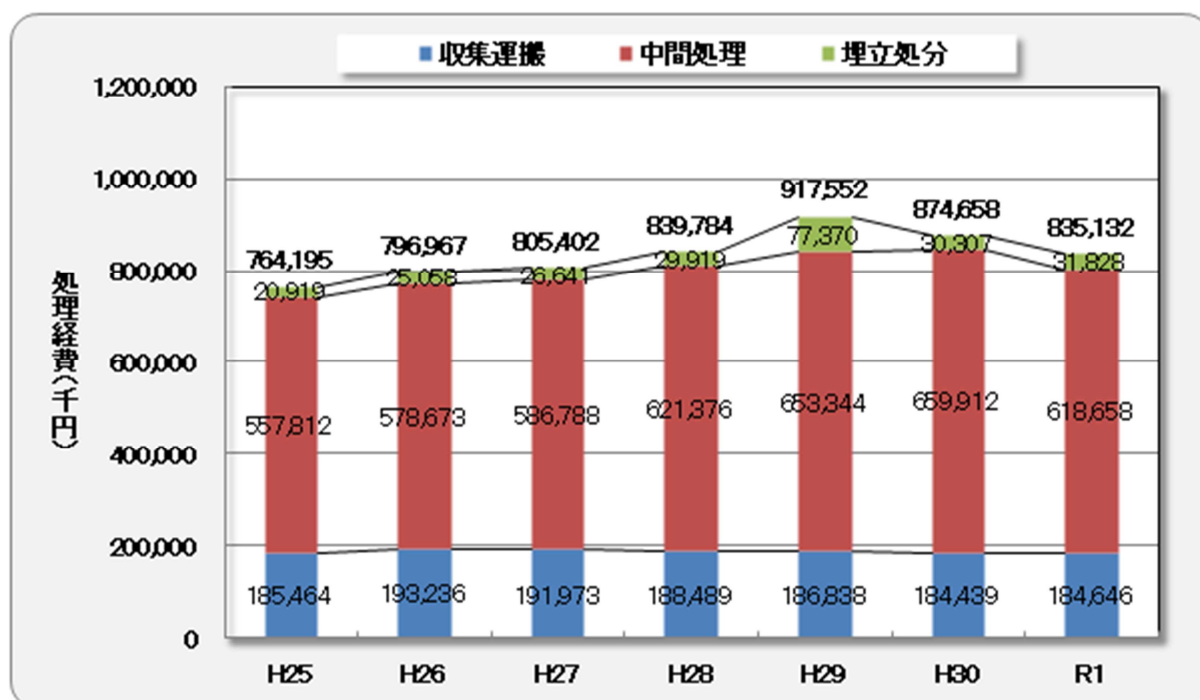
1 人 1 日あたりの家庭系廃棄物及び資源ごみの排出量は横ばい、事業系廃棄物は微増で推移しており、いずれの項目においても目標を達成できていません。

(5) ごみ処理経費等の推移

① ごみ処理に係る経費

収集運搬から破碎・焼却・資源化・埋立処分に要するごみ処理経費は、下図に示すとおりです。平成25年度に7億6千4百万円の処理経費を要して以降、年々増加傾向にあり、令和元年度は8億3千5百万円となっています。ごみ処理経費の内訳は、中間処理が最も経費がかかっており、令和元年度では経費全体の7割強を占めています。

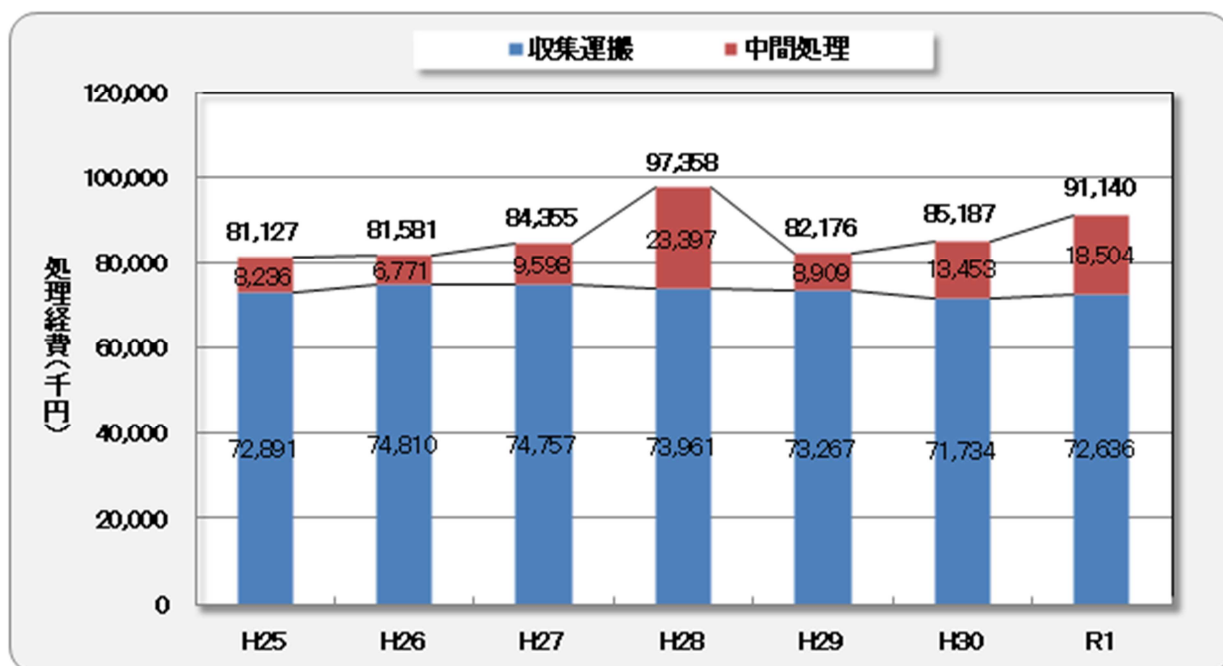
図3-17. ごみ処理経費の推移



※中間処理経費には運転保守管理補填措置を含む

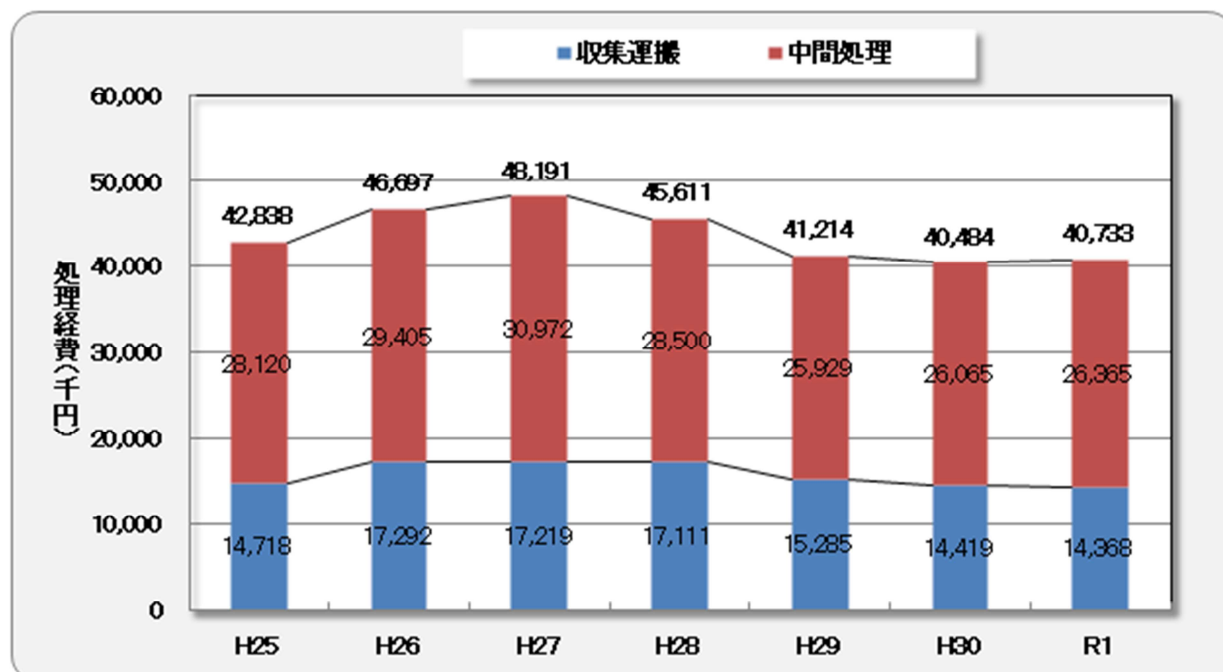
② 資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）に係る経費

図 3-18. 資源ごみ(びん・缶・ペットボトル)に係る経費の推移



③ 資源ごみ（プラスチック製容器包装）に係る経費

図 3-19. 資源ごみ(プラスチック製容器包装)に係る経費の推移



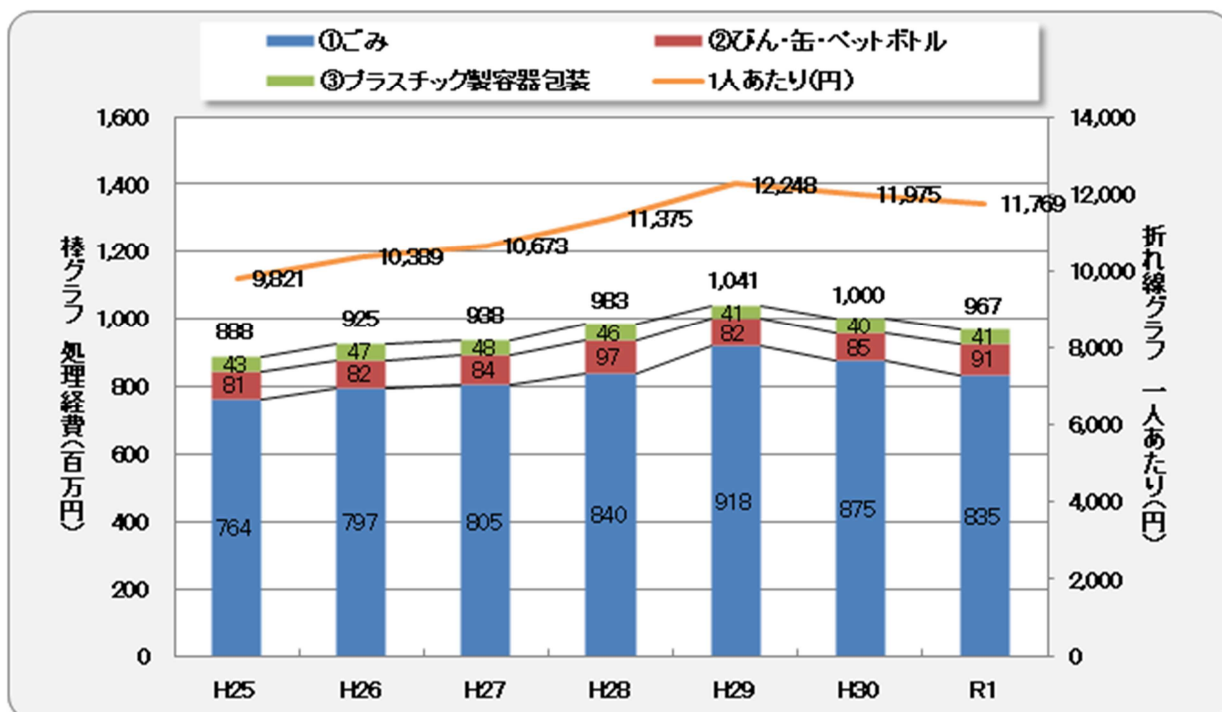
④ ごみ及び資源ごみに係る経費（①～③の合計）

表 3-20. ごみ及び資源ごみに係る経費の推移

(単位:千円、円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
①ごみ	764,195	796,967	805,402	839,784	917,552	874,658	835,132
②びん・缶・ペットボトル	81,127	81,581	84,355	97,358	82,176	85,187	91,140
③プラスチック製容器包装	42,838	46,697	48,191	45,611	41,214	40,484	40,733
計	888,160	925,245	937,948	982,753	1,040,942	1,000,329	967,005
1人あたり(円)	9,821	10,389	10,673	11,375	12,248	11,975	11,769

図 3-21. ごみ及び資源ごみに係る経費の推移



(6) 不法投棄の現状

不法投棄の件数を表 3-22 に示します。近年の傾向として、全体の件数では減少していますが、廃タイヤ及びテレビ等の不法投棄は毎年続いています。

市では、ごみステーションを含む市内全域の監視パトロールや住民からの通報を基に調査・指導を行っており、不法投棄の多い場所への警告看板の設置、警告シールの貼付や報道依頼などによる啓発活動を行っています。また、特に悪質な不法投棄については、胆振総合振興局や警察署へ捜査を依頼しています。

表 3-22. 不法投棄物回収推移

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不法投棄件数(件)	138	71	95	67	68	63
ステーション(件)	102	42	74	20	28	13
他箇所投棄(件)	36	29	21	47	40	50
廃タイヤ(本)	228	122	181	326	98	264
廃バッテリー(個)	6	0	0	2	0	0
消火器(本)	18	14	16	12	19	17
LPガスボンベ(本)	19	0	0	9	0	0
廃家電品						
テレビ(台)	65	50	69	93	34	32
冷蔵庫(台)	11	19	4	5	7	5
洗濯機(台)	9	3	4	7	14	2
エアコン(台)	0	0	1	0	0	0
その他ごみ回収量(t)	11	7	3	8	12	8

表 3-23. 令和元年度 不法投棄処理経費

主な投棄物		経費	
処分	テレビ	ブラウン管	53,013 円
		液晶	30,156 円
	冷蔵庫		20,680 円
	洗濯機		5,060 円
	タイヤ		247,500 円
	消火器		36,720 円
	ガスボンベ		0 円
	その他(袋ごみ等)		38,700 円
小計		431,829 円	
収集運搬		643,100 円	
合計		1,074,929 円	

(7) 使用済小型家電の回収

室蘭市では「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、平成26年5月1日から、市内の公共施設に使用済小型家電回収ボックス等を設置し、家庭において使用済となった小型家電の無料分別回収を開始しました。

表 3-24. 使用済小型家電の回収実績

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回収重量	kg	62,400	48,430	40,158	37,359	42,530	45,160
鉄	kg	24,634	19,676	14,568	16,641	13,470	15,096
アルミニウム		2,360	2,792	1,489	210	1,123	0
銅		1,591	1,463	1,082	644	396	347
プラスチック		20,674	19,790	15,238	11,941	8,702	6,524
金	g	155	214	161	143	70	42
銀		2,699	2,737	2,116	2,044	1,488	463
パラジウム		55	71	40	35	15	12

※金属等の回収量の合計と回収重量は一致しない

(8) 各種リサイクル法

① 容器包装リサイクル法

正式名称 : 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施行 : 平成 12 年 4 月
主な目的 : 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

② 家電リサイクル法

正式名称 : 特定家庭用機器再商品化法
施行 : 平成 13 年 4 月
主な目的 : 特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

③ 小型家電リサイクル法

正式名称 : 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
施行 : 平成 25 年 4 月
主な目的 : 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

④ 食品リサイクル法

正式名称 : 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
施行 : 平成 13 年 5 月
主な目的 : 循環資源（生ごみ）の再生利用ならびに食品廃棄物等の発生の抑制・減量を主眼としてその基本事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進する。

⑤ 建設リサイクル法

正式名称 : 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

施行 : 平成14年5月

主な目的 : 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

⑥ 自動車リサイクル法

正式名称 : 使用済自動車の再資源化等に関する法律

施行 : 平成15年12月

主な目的 : 自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

(9) ごみ処理の主な課題

① ごみの減量

ごみの総排出量は人口減少や経済的な状況も含め減少傾向にありますが、1人あたりのごみ排出量については横ばいとなっています。

② リサイクルの推進

近年、人口減少や経済情勢などにより、ごみの総排出量が減少する一方でリサイクル量も減少傾向にあります。

これについては、ごみとして排出されているリサイクル可能なものの適正分別を推進することのほか、新たな分別について処理ルート確立の確立へ向け検討しなければなりません。

③ 不適正排出への対応

平成10年10月に有料化を開始以後、継続的に指定袋やごみ処理券を使用せず、ごみ集積場所へ排出される又は、可燃物と不燃物が混在している未分別のごみなどが排出される例が年間に数十件起きています。

④ 家庭から出る感染性廃棄物等への対応

近年、医療機関での処置だけでなく、患者自ら家庭で医療行為を行うことが増加したことにより、ごみ集積場所に注射器、点滴パック等が排出される事象が見受けられました。また、新型コロナウイルス感染症への対策によるマスク等の廃棄物も排出されています。

これらについては、感染性（血液、体液付着）の判断や作業員の安全性の確保が求められます。

⑤ スプレー缶等の収集危険品への対応

塗料スプレー、ヘアースプレー等のスプレー缶及びカセットガスボンベの中身が残った状態でごみとして排出されたことが要因の一つとなって、ごみ収集車の火災が年間に数件発生しています。

火災の発生は、収集車の危険だけでなく、消火活動に伴う周辺への影響や二次災害などの大きな事故の要因にもなりかねません。

これまで市としても安全に排出する方法などの啓発活動に努めてきましたが、新たな対処方法として、令和3年4月からスプレー缶類、ライター類、電池類を「危険ごみ」として分別収集することとしています。

第4編 基本的方向性と数値目標

4-1. 将来推計人口

ごみ量を推計する上で、本市の将来人口を示します。

本市が令和2年3月に策定した「室蘭市人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月公表）」を基本に、本市における自然増減と社会増減の影響度等を分析しながら、令和42年までの将来人口を推計しています。

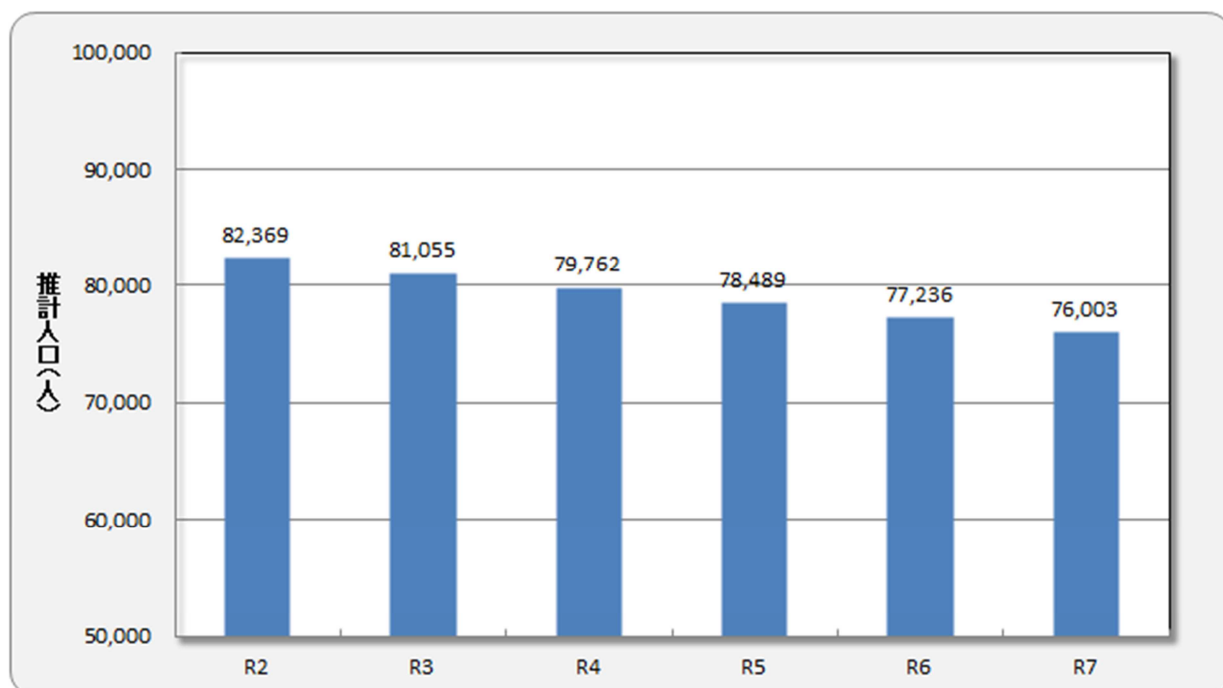
本計画では、この「室蘭市人口ビジョン」で示した将来推計人口を用いることとします。

表 4-1. 将来推計人口

(単位:人)

項目	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
室蘭市人口ビジョン	82,369					76,003
本計画の推計人口	82,369	81,055	79,762	78,489	77,236	76,003

図 4-2. 将来推計人口



4-2. ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の現状推計（現状施策のまま推移した場合）

① 家庭系廃棄物の現状推計

家庭系廃棄物の1人1日あたりの排出量は、平成29年度から令和元年度までの過去3年間の平均値 **532 グラム** で試算します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-3. 家庭系廃棄物の現状推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	533	532	530	540	527	530	532	532	532	532	532	532
年間排出量 (t/年)	17,333	17,096	16,699	16,758	16,077	15,947	15,994	15,739	15,488	15,283	14,998	14,758

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は現状施策のまま推移した場合の推計量]

② 事業系廃棄物の現状推計

事業系廃棄物の1人1日あたりの排出量は、平成29年度から令和元年度までの過去3年間の平均値 **523 グラム** で試算します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-4. 事業系廃棄物の現状推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	495	534	518	503	513	552	523	523	523	523	523	523
年間排出量 (t/年)	16,077	17,189	16,347	15,595	15,636	16,605	15,724	15,473	15,226	15,024	14,744	14,509

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は現状施策のまま推移した場合の推計量]

③ 資源ごみの現状推計

資源ごみの1人1日あたりの排出量は、平成29年度から令和元年度までの過去3年間の平均値 **39グラム** で試算します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-5. 資源ごみの現状推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	40	39	38	38	39	39	39	39	39	39	39	39
年間排出量 (t/年)	1,308	1,253	1,212	1,176	1,180	1,156	1,173	1,154	1,135	1,120	1,099	1,082

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は現状施策のまま推移した場合の推計量]

④ 集団回収の現状推計

集団回収の1人1日あたりの排出量は、平成29年度から令和元年度までの過去3年間の平均値 **106グラム** で試算します。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-6. 集団回収の現状推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	105	106	107	105	107	105	106	106	106	106	106	106
年間排出量 (t/年)	3,412	3,409	3,361	3,269	3,248	3,167	3,187	3,136	3,086	3,045	2,988	2,941

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は現状施策のまま推移した場合の推計量]

⑤ 総排出量の現状推計

1人1日あたりの総排出量は、①家庭系廃棄物、②事業系廃棄物、③資源ごみ、④集団回収の各排出量を合計し、年間日数を乗じて年間排出量を試算します。

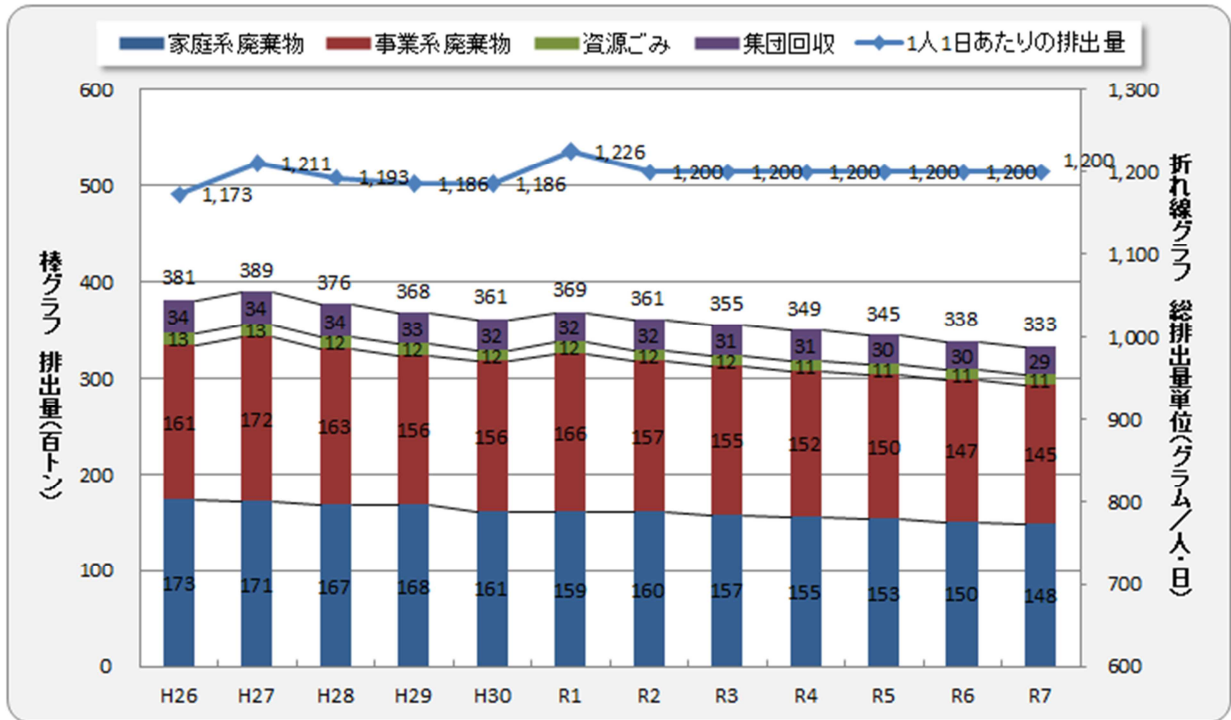
$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-7. 総排出量の現状推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])	1,173	1,211	1,193	1,186	1,186	1,226	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
年間排出量 (t/年)	38,130	38,947	37,619	36,798	36,141	36,875	36,078	35,502	34,935	34,472	33,829	33,290

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は現状施策のまま推移した場合の推計量]

図 4-8. 総排出量の現状推計



(2) ごみ排出量目標値の設定

北海道廃棄物処理計画（第5次目標年度 令和6年度）の減量目標を参考とし、本市のごみ減量状況などを加え、以下の考え方で目標値を定めま

表 4-9. 北海道廃棄物処理計画における目標値等

区分	平成 29 年度 北海道実績	令和 6 年度目標 (北海道計画)
一般廃棄物の排出量	1,873 千 t	1,700 千 t 以下 (約 10%削減)
1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	961g/人・日	900g/人・日 以下
1 人 1 日 当 た り の 家 庭 か ら 排 出 す る ご み の 量	598g/人・日 (453g/人・日)*	550g/人・日 以下

※資源ごみを除いた数値

ごみ排出量目標値の設定の考え方

① 原単位について

前計画では、室蘭市の家庭系・事業系一般廃棄物の全体排出量を原単位としていましたが、総排出量は人口減少等の影響を受けることから、本計画では、目標値の原単位を「市民 1 人 1 日の排出量」とします。

② ごみ排出削減目標値

ごみ排出量の目標値については、前計画期間内の施策での減量実績から今後も啓発等を継続的に実施することによる 5 パーセントを見込み、更に今後の新たな施策を実施することによる 5 パーセントを見込み、これらを併せて、本計画のごみ減量目標値は、平成 29 年度から令和元年度までの平均値から家庭系・事業系ごみ量の 10 パーセント減とします。

③ 資源化目標値

資源化目標値については、小型家電拠点回収の実施、集団回収資源物の増加、古紙・段ボール等の市への持込み量の増加、新たに調査・検討中であります資源化物（金属類、布類）に加え、啓発活動・説明会の工夫により、十分増加の余地を残しているものと判断し、更なる身近なリサイクルの促進を目指し、平成 29 年度から令和元年度までの資源化量の 10 パーセント増とします。

表 4-10. ごみ排出量目標値

	直近実績平均	増減目標値	令和 7 年度目標値
家庭系ごみ	532 グラム	53 グラム 減 (10 パーセント減)	479 グラム
事業系ごみ	523 グラム	52 グラム 減 (10 パーセント減)	471 グラム
資源ごみ (集団回収を含む)	145 グラム	15 グラム 増 (10 パーセント増)	160 グラム
排出量 合計	1,200 グラム	90 グラム 減	1,110 グラム

基本目標 市民 1 人 1 日あたりの排出量
令和 7 年度 **1,110 グラム**

(3) ごみ排出量の目標推計（目標値による推計）

① 家庭系廃棄物の目標推計

家庭系廃棄物の1人1日あたりの排出量目標は以下のとおりです。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = 1 \text{人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-11. 家庭系廃棄物の目標推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	533	532	530	540	527	530	524	515	506	497	488	479
年間排出量 (t/年)	17,333	17,096	16,699	16,758	16,077	15,947	15,754	15,236	14,731	14,277	13,757	13,288

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は目標値で推移した場合の推計量]

② 事業系廃棄物の目標推計

事業系廃棄物の1人1日あたりの排出量目標は以下のとおりです。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = 1 \text{人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-12. 事業系廃棄物の目標推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	495	534	518	503	513	552	516	507	498	489	480	471
年間排出量 (t/年)	16,077	17,189	16,347	15,595	15,636	16,605	15,513	15,000	14,498	14,047	13,532	13,066

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は目標値で推移した場合の推計量]

③ 資源ごみの目標推計

資源ごみの1人1日あたりの排出量目標は以下のとおりです。

$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-13. 資源ごみの目標推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	145	145	145	143	146	144	147	149	152	155	158	160
年間排出量 (t/年)	4,720	4,662	4,573	4,445	4,428	4,323	4,420	4,408	4,425	4,453	4,454	4,439

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は目標値で推移した場合の推計量]

④ 総排出量の目標推計

1人1日あたりの総排出量は、家庭系廃棄物、事業系廃棄物及び資源ごみの目標排出量を合計し、年間日数を乗じて年間排出量を求めます。

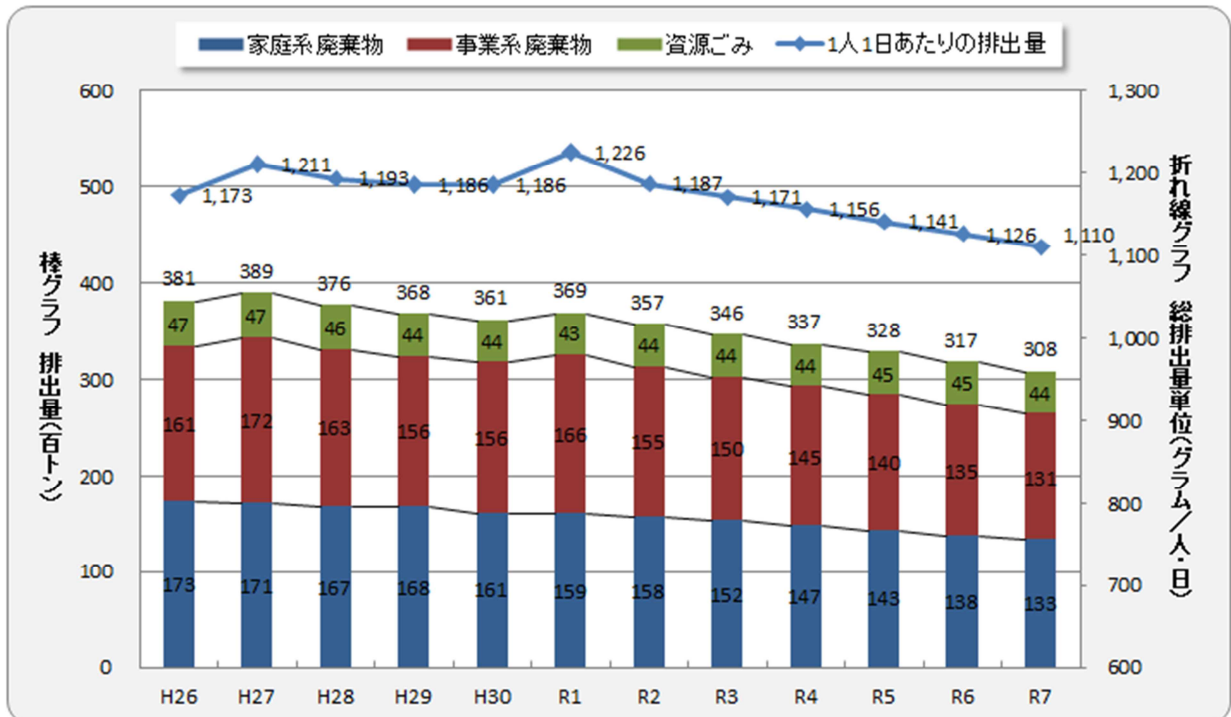
$$\text{年間排出量 (t/年)} = \text{1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])} \times \text{推計人口} \times \text{年間日数}$$

表 4-14. 総排出量の目標推計

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの排出量 (g/[人・日])	1,173	1,211	1,193	1,186	1,186	1,226	1,187	1,171	1,156	1,141	1,126	1,110
年間排出量 (t/年)	38,130	38,947	37,619	36,798	36,141	36,875	35,687	34,644	33,654	32,777	31,743	30,793

[令和元年度までは実績、令和2年度以降は目標値で推移した場合の推計量]

図 4-15. 総排出量の目標推計

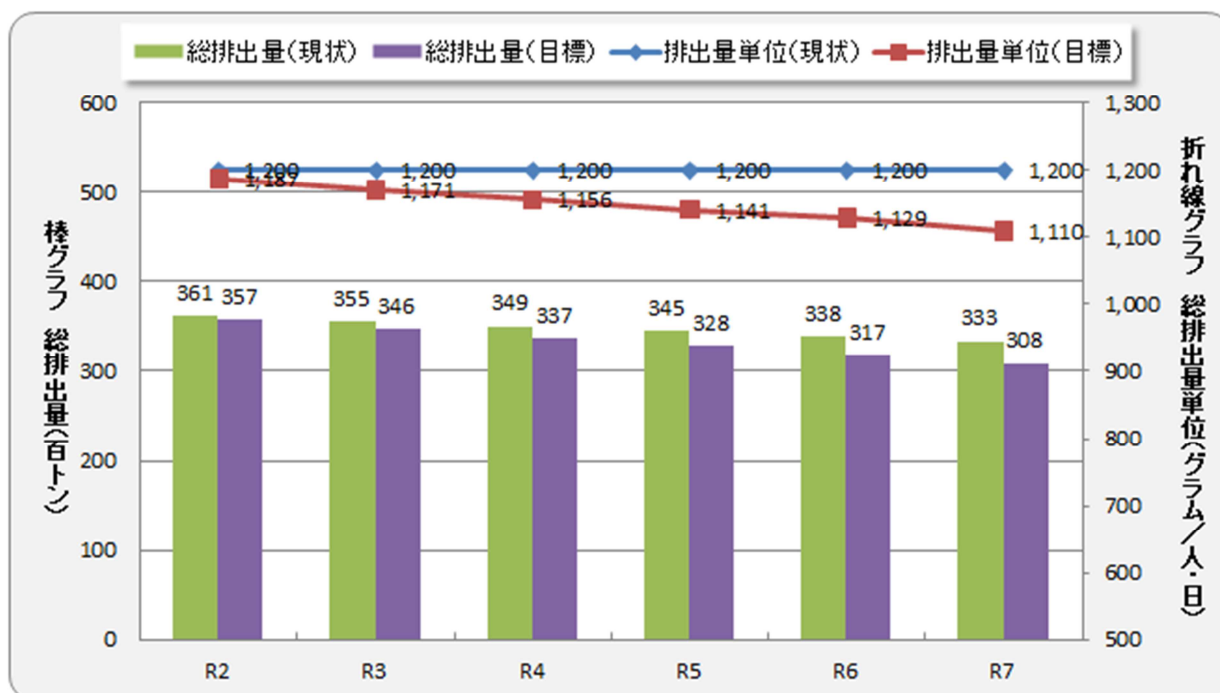


(4) ごみ排出量の将来予測 —現状推計と目標推計の比較

表 4-16. 現状推計と目標推計

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7
1人1日あたりの 排出量 (g/[人・日])	現状推計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	目標推計	1,187	1,171	1,156	1,141	1,126	1,110
	差引	▲ 13	▲ 29	▲ 44	▲ 59	▲ 74	▲ 90
年間排出量 (全体・年・t)	現状推計	36,078	35,502	34,935	34,472	33,829	33,290
	目標推計	35,687	34,644	33,654	32,777	31,743	30,793
	差引	▲ 391	▲ 858	▲ 1,281	▲ 1,695	▲ 2,086	▲ 2,497

図 4-17. 現状推計と目標推計の比較



4-3. リサイクル率の推計

「4-2. (1) ごみ排出量の現状推計」から求めたリサイクル率と、「4-2. (3) ごみ排出量の目標推計」の排出量から求めたリサイクル率は下表のとおりです。

表 4-18. 現状推計と目標推計の比較

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
リサイクル率 現状推計 (%)	21.3	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6
リサイクル率 目標推計 (%)	21.3	21.9	22.2	22.6	23.1	23.5	23.9
差引(目標-現状) (%)	0.0	0.3	0.6	1.0	1.5	1.9	2.3



ごみの減量方法

～ 購入時の工夫・リサイクル ～

- レジ袋 約7グラム → マイバッグを持参すると、7グラム削減
- シャンプー容器 約50グラム → 詰め替えパックを買うと、約43グラム削減
- 新聞紙(朝刊) 約100グラム → 集団回収(古紙回収)へ
- ペットボトル(500ml) 約30グラム → 資源ごみへ
- 卵パック(10個入り) 約20グラム → 容器包装プラへ

※ 販売店、製造事業者等により、若干の違いがあります。



ごみの減量方法

～ 生ごみ ～

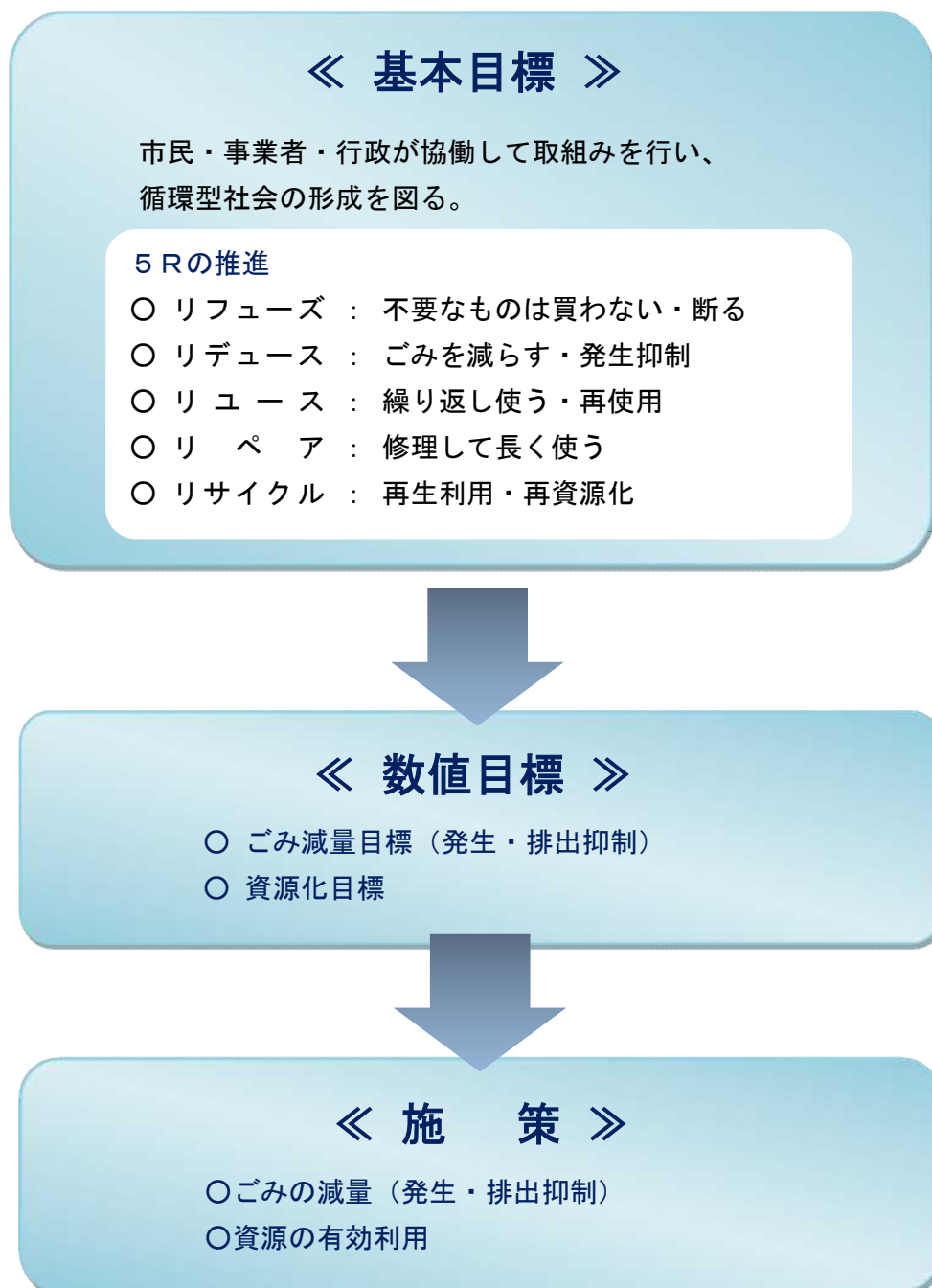
- 生ごみには多くの水分が含まれています
【※組成分析(16ページ記載)では、厨芥類(生ごみ類)の重さの約半分は水分。】
- 野菜等は最初に洗わず、皮むき後に使う部分のみ洗うと、生ごみの水分を減少できます。
- また、水切りネットなどで、捨てる前に一絞りすると、減量の効果があります。
- コンポストや電動生ごみ処理機を使用すると大幅に減量することができます。



第5編 施策目標

5-1. 施策体系

今後、本計画に定めた目標を達成するため、ごみの発生抑制、再資源化を中心とした施策を展開していくものとします。



5-2. ごみの減量（発生抑制）

ごみの発生・排出の削減については、排出者である市民や事業者が主体となって行うものとします。

ただし、適正処理推進の観点からも発生抑制は重要であるため、減量の事例や方法等についての情報発信（啓発含む）は本市が行うものとします。

（1）行政（市）

広報紙、パンフレット、ホームページ及び出前講座等の活用

- ・ ごみ減量の情報発信
- ・ 具体的な事例や取組みを掲載し、実践しやすい情報提供を行う。
- ・ 多くの市民に情報が行きわたるように、各公共施設にごみ減量に関するパンフレット等を設置する。
- ・ 調査、アンケートを基に必要に応じた啓発・指導を行う。

調査・アンケート等の実施

- ・ 家庭、事業者が行なっている「ごみの減量実践」などを募集して、実践例を情報発信する。
- ・ 事業系一般廃棄物排出状況に関する調査及び減量に関する情報提供を行う。

（2）市民

ごみ減量の実践

- ・ ごみ減量に関する情報収集に努め、市の施策に協力する。
- ・ 水切りネットや電動生ごみ処理機などを活用して、生ごみに含まれる水分の減量に努める。
- ・ 食材を「買いすぎない」、食事を「作りすぎない」「食べきる」を実践して食品ロスの削減に努める。
- ・ マイバッグを持参して、買い物後にごみとなってしまいう必要以上のレジ袋を減らすように努める。
- ・ 商品購入時に詰替え可能なものを選び、容器等のごみを減らすように努める。
- ・ 積極的にフリーマーケットやリサイクルショップを活用して、ごみの減量に努める。

(3) 事業者

ごみ減量の実践

- ・ 自ら（事業者）に「ごみの処理責任」があることを自覚し、法令等を理解しごみの減量計画などの作成に努める。
- ・ 飲食店は、食材を発注しすぎない、作り置きをしない、食べきれない分の持ち帰りを可能にするなど、食品ロスの削減に努める。
- ・ 製品の生産・流通過程において、必要以上の廃棄物が発生しないように努める。
- ・ 事務所等は、印刷用紙などの使用を工夫する。（両面使用やペーパーレスなど）

5-3. 資源の有効利用

環境負荷の軽減は、発生自体を抑制するのが最良と考えますが、それでも全ての発生自体を抑制することは、困難であり、次の段階として発生したものを「ごみ」ではなく「資源物」としていかに有効活用するかを考えていくことが必要であり、また、それを実行していくために、効果的・効率的な運用システムの確立が求められます。

(1) 行政（市）

- ・ 資源化ルートを確保、整備する。
- ・ 分別区分についての周知・指導の徹底を図るとともに、リサイクルに関する各種情報を分かりやすく提供する。
- ・ 新たな施策として、金属類や布類の分別回収・資源化について調査・検討を行う。

(2) 市民

- ・ 町内会・学校等と連携・協力し、分別やリサイクルに関する市の施策に協力する。
- ・ 積極的にリサイクルに関する情報を集め、リサイクル全体について基本的な知識・関心を持つ。
- ・ 商品購入時にリサイクル可能なものや再生品を積極的に選ぶ。

(3) 事業者

- ・ 資源化に関して積極的に情報収集に努め、適正に資源化を実施する。
- ・ 店頭回収や自主回収が可能なものについては、積極的に実施し、適正に資源化を実施する。
- ・ 再生資源などを原材料にした製品を積極的に製造・販売し、消費者に対して情報提供を行う。

5-4. ごみの適正処理

本市行政区域内から発生したごみ・資源ごみについての実行主体は、以下のとおりです。

(1) 排出抑制

排出段階における削減・再利用については、排出者である市民や事業者が実行主体として行うものとします。ただし、削減方法等についての情報発信・啓発については、市が実行主体として行うものとします。

(2) 収集・運搬

ごみ・資源ステーション（集積場所）からの収集運搬については、従来どおり、市が実行主体となっていくものとします。ただし、市が実施する「資源回収団体奨励金交付制度」に関するものについては、町会及び団体等が実行主体となっていくものとします。

(3) 処理・処分

ごみ・資源物の中間処理・最終処分については、西いぶり広域連合が実行主体となっていくものとします。

排出者	ごみの種類		実行主体				
			排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分	
市民	ごみ	燃やせるごみ	市民	市	西いぶり広域連合		
		燃やせないごみ					
		危険ごみ					
	資源ごみ	プラスチック製容器包装			市	市	西いぶり 広域連合
		缶					
		びん			町会・団体		
		ペットボトル					
		紙類				紙パック	
						新聞紙	
						雑誌	
段ボール							
事業者	ごみ	燃やせるごみ	事業者	事業者 西いぶり広域連合			
		燃やせないごみ					
	資源ごみ	缶					
		びん					
		ペットボトル					

5-5. 収集・運搬の適正化

収集・運搬については、人口動向やごみ排出量等を考慮するなかで必要な施策や体制を構築していくものとします。

(1) 収集運搬方法等

本市行政区域内から排出される家庭系ごみの収集・運搬は、従来の方式を維持し、委託により行います。

なお、事業系ごみについては、事業者自らが処理施設に搬入するか、或いは、本市一般廃棄物収集運搬許可業者によるものとします。

(2) ごみ集積場所

現在、市内のごみ集積場所は、家庭系だけで約5,800ヶ所あり、世帯・人口が減少しているなか、宅地開発や共同住宅の建設等により年々増加しています。収集業務の効率化や環境美化の観点からも町会、自治会等と協議しながら集積場所の集約化を行います。

(3) 一般廃棄物処理業の許可

主に事業系ごみに関する許可については、ごみ排出量の状況や既存の収集・運搬状況を鑑み判断を行うものとしますが、今後、発生・排出抑制を目標として施策を行い、ごみは減少する予定です。従って、許可は現状を維持するものとします。

5-6. 中間処理と最終処分

(1) ごみ処理

ごみの中間処理と最終処分については、西いぶり広域連合施設（構成自治体：伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町及び室蘭市）により行われています。

今後、施設、中間処理及び最終処分に係る事項について、西いぶり広域連合で計画を策定予定であり、構成自治体として内容を注視しつつ、課題については、解決へ向け意見を含め、協議を行います。

西胆振地域廃棄物広域処理施設

所在地	室蘭市石川町 22 番地 2
着工	平成 13 年 1 月
竣工	平成 15 年 3 月
敷地面積	25,040 平方メートル
延床面積	11,735 平方メートル
構造	鉄骨造 5 階建・一部鉄筋コンクリート
処理方法	ごみ焼却施設 ：キルン式熱分解・燃焼溶融方式 粗大ごみ処理施設 ：二軸せん断式破碎＋回転式破碎
処理能力	ごみ燃焼設備 ：210 トン／日 (=105 トン／24 時間×2 炉) 粗大ごみ処理設備 ：47.5 トン／5 時間



西いぶり広域連合最終処分場

所在地	室蘭市神代町 124, 126-1, 127-1, 123
埋立開始	平成 6 年 11 月 1 日
総面積	140,892 平方メートル
埋立面積	78,000 平方メートル
全体容積	1,300,000 立方メートル
埋立残容量	968,164 立方メートル (令和 2 年 3 月末現在)
埋立方式	層状埋立



(2) 資源ごみ及び危険ごみ


資源ごみの中間処理と最終処分について市で収集しているもののうち、「びん・缶・ペットボトル」は、ごみと同様に西いぶり広域連合施設（構成自治体：伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町及び室蘭市）により行われており、プラスチック製容器包装については、室蘭市ストックヤードに運搬後、委託業者により処理を行っています。

また、平成25年4月の法施行により、使用済小型家電の再資源化を平成26年5月から実施しています。

リサイクルプラザ（びん・缶・ペットボトル・危険ごみ）

所在地	室蘭市石川町 20 番地 3	
着工	平成 14 年 8 月	
竣工	平成 15 年 11 月	
使用開始	平成 15 年 12 月 1 日	
敷地面積	2,432 平方メートル	
延床面積	3,033 平方メートル	
建物の構造	鉄骨造 2 階建	
処理能力	12.4 トン/日 (空き缶 3.5 トン/日、ガラスびん 5.5 トン/日、ペットボトル 3.4 トン/日)	
処理対象物	資源ごみ（空き缶、ガラスびん、ペットボトル）	
処理方法	空き缶：機械選別＋圧縮成型 ガラスびん：手選別 ペットボトル：手選別＋圧縮梱包 危険ごみ：手選別＋破碎	

室蘭市ストックヤード（プラスチック製容器包装）

所在地	室蘭市御崎町 1 丁目 75-8	
竣工	平成 18 年 3 月	
建築面積	460.42 平方メートル	
建物の構造	鉄骨造 平屋建	
処理方法	減容、油圧式圧縮	
処理能力	減容率：10分の1～15分の1	
最大処理能力	2 トン/時間	

(3) 使用済小型家電リサイクル

平成 25 年 4 月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」により、使用済みとなった小型家電の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に、市民より小型家電を回収し、有用金属等の再利用を図るもの。室蘭市では、同法に基づき平成 26 年 5 月 1 日より回収を開始しています。

① 回収方法

市内 9 か所の公共施設等に回収ボックス等を設置し、市民が直接持込（投入）する方法により対象品を回収します。

② 回収ボックス等設置場所

①	室蘭市役所本庁舎	⑦	白鳥台ショッピングセンターハック
②	道の駅「みたら室蘭」		
③	市民会館	⑧	室蘭工業大学生協 パレット
④	中小企業センター		
⑤	生涯学習センターきらん	⑨	清掃事業所
⑥	サンライフ室蘭		

③ 回収対象品

電気や電池で作動する電子・電気機器で、家庭で使用しなくなったもの（小型家電リサイクル法で指定する品目）

※家電リサイクル法の対象製品を除く

④ 実績回収量

(単位：キログラム)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回収量	62,400	48,430	40,158	37,359	42,530	45,160

⑤ 今後の展開

広報紙や室蘭市ホームページ等により、リサイクルを推進すべく情報を発信するとともに、回収ボックスの設置場所について、民間施設等へ協力を依頼し、回収方法を充実させることにより、さらなるリサイクルの推進を図ります。また、資源価値の変動等を考慮しつつ、再資源化による環境負荷の低減に努めます。

5-7. その他（個別施策等）

各種課題や今後の取組みについては、実施済み又は実施中のものは、対策等の検証を行うとともに成功実施例等の情報収集に努め、より効果の高いものとしていく必要があります。

また、法の改正や変更事項等による新規の施策・対策についても情報収集に努め、慎重かつ効果的に進めるものとします。

（1）不法投棄対策

不法投棄に対しては、広報紙や室蘭市ホームページなどで啓発を図るとともに、市民、各種事業者の通報や本市パトロールで状況を把握し、監視カメラや防止看板の設置を行い、不法投棄の撲滅を目指すこととする。

また、各種団体や事業者と連携したパトロールや警察、胆振総合振興局との連携を強化し、適正処理の推進を行っていくものとする。

表. 近年の不法投棄・不適正排出状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみステーション	102	42	74	20	28	13
他箇所投棄	36	29	21	47	40	50
不法投棄件数	138	71	95	67	68	63

[単位:件]

《主な連携》

① 胆振・日高地域廃棄物不法処理対策戦略会議

事務局：北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課

構成：北海道、自治体(胆振・日高)、警察、海上保安部、北海道産業資源循環協会

事業内容：街頭啓発、パトロール、立入検査 ほか

② 西いぶり定住自立圏事業（環境WG）不法投棄防止啓発事業

中心市：室蘭市

構成：室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町

事業内容：不法投棄の情報提供に関する覚書締結（構成市町及び民間事業者）に基づく広域的な監視活動、啓発ポスター・ステッカー・幟等の作製、情報交換（効果的な防止策の検討等） ほか

（2）医療系廃棄物等

近年、医療に係る廃棄物の動向は多様化が進み、自治体の対応も難しいものとなっており、従前の医療機関で医師が行う処置のほか、医療機関及び医師等の訪問を伴わずに在宅で患者自らが行う医療処置が増加し、処置器具等が通常の家系ごみとして排出されることも珍しくない状況にあります。

これらの廃棄物は、感染性・非感染性の判断が難しいことや、注射針が収集作業員に刺さった事例もあることから、取り扱いが課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策により排出された使い捨てマスク等の対応が求められます。

【収集基準】

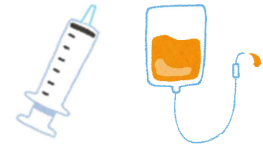
西いぶり広域連合（処理施設）の受入れ基準と統一し、以下のとおりとします。

- ① 注射針などの鋭利なものまたは感染の危険性が高いものは、収集しない。
- ② 導尿バッグや紙おむつ等については、排泄物・排液を除去すること。

運搬可能物 : ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、
注射筒（針以外）、脱脂綿、ガーゼ、マスクなど



運搬不可物 : ペン型自己注射器（針ケース装着時）、
医療用注射針、点滴など



※ 運搬不可物については、今後、関係機関と協議を行うなど、事故防止の観点も含めた適正処理を図る。

（3）船舶から発生するごみ

旅客船や貨物船等の船舶から発生する廃棄物については、関係法令の改正により、海洋投棄が原則禁止されて以降、陸揚げが増加することが想定されました。

これらの対応について、国土交通省より港湾管理者を対象とした「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン（案）Ver1.1（平成24年12月）」が策定され、本市の対応についても港湾管理部局、廃棄物担当部局並びに西いぶり広域連合と連携をとり、対応を行ってきました。

廃棄物の取扱いについては、陸揚げを行った時点で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となるため、一般廃棄物の取扱いについては、各自治体で分別区分や処理施設受入れ条件が異なることから、事前に排出事業者自治体側の受入れ条件等を把握してもらうよう努めることとします。

（４）道外一般廃棄物

① 経緯等

平成19年度に埼玉県北本市及び大利根町北川辺町衛生施設組合から、国が推奨するリサイクルポートを利用した資源循環事業を活用し、両自治体から排出される廃プラスチック類を本市所在の日鉄セメント株式会社（現 日鉄セメント株式会社）で処理したい旨、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第7号及び第9号に基づき、通知がありました。

廃プラスチック類は、日鉄セメント(株)で「セメント焼成用燃料」及び「原料」として有効利用が可能であり、残渣等も発生しないこと、また、本市においても平成15年よりリサイクルポート推進協議会に参画していることでも承しました。

② 受入れ量について

[単位：トン]

自治体名	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合 計	3,834	2,951	3,096	3,474	2,816	2,470
埼玉県 北本市 ^{きたもと}	897	593	1,029	1,139	993	853
埼玉県 鴻巣市 ^{こうのす}	841	568	1,014	1,107	897	767
埼玉県 吉見町 ^{よしみ}	206	125	241	253	243	201
埼玉県 加須市 ^{かぞ} ※	1,890	1,665	812	975	683	649

※ H22年度までは、大利根町北川辺町衛生施設組合（旧大利根町及び旧北川辺町）からの受け入れ

③ 今後について

排出側の自治体及び日鉄セメント(株)と情報交換を密に行うとともに、日鉄セメント(株)の受入可能量及びリサイクル状況並びに環境にも注視するなかで資源循環事業へ協力します。

第6編 食品ロス削減推進計画

6-1. 背景

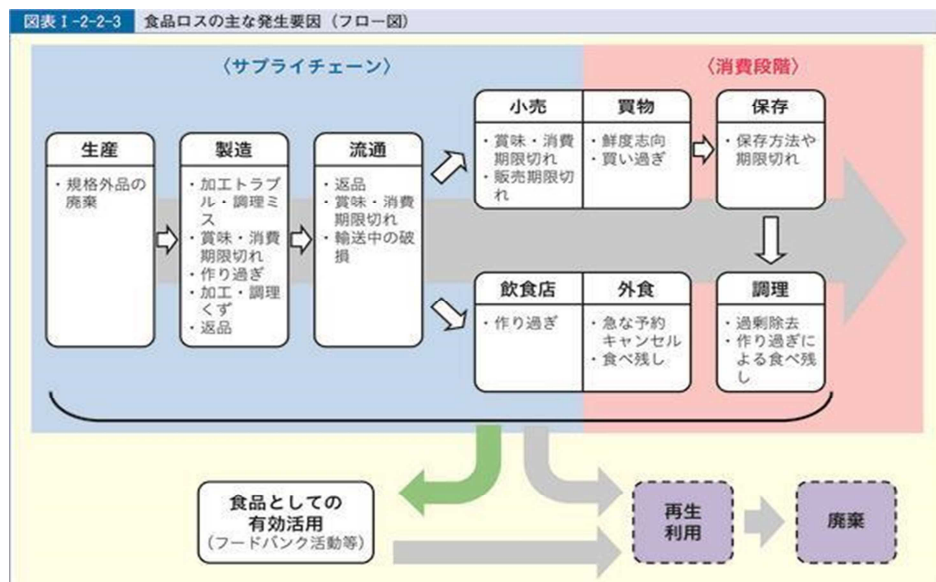
「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの問題は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標」(SDGs)に、ターゲット12.3「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」が目標として設定されるなど、国際的に重要な課題となっています。

食品の廃棄は、生産や流通の過程で使われた多量のエネルギーや資源を無駄にすることであり、ごみとして処理するための運搬や焼却で余分なCO₂を排出することにもなります。日本は、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、真摯に取り組むべき課題となっています。

国においては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割が定められています。また、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、国や地方公共団体の施策の指針となる「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が令和2年3月に定められています。

北海道は、令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、「食品ロスを発生させない取組」や「未利用食品等を有効活用する取組」を推進することとしています。

食品ロスを削減していくためには、市、市民、関係団体や事業者がそれぞれの立場で主体的に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることが求められています。



(出典：令和2年版消費者白書)

6-2. 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、「基本方針」及び北海道食品ロス削減推進計画を踏まえ、本市が策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、「室蘭市食育推進基本計画」として位置付けられている「室蘭市健康増進計画」と調和を図ります。

6-3. 食品ロスの発生状況

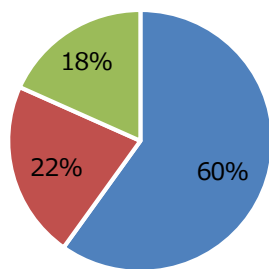
(1) 家庭から排出される食品ロスの量（推計）

平成30年度（2018年度）の調査結果（市内3地域の計120世帯から、合計120袋（449kg）の試料を収集し調査した）では、家庭からの燃やせるごみのうち、食品廃棄物が40.1%で、そのうち食品ロス（手つかず食品（直接廃棄）及び食べ残し）は45.7%、食品ロス以外（調理くず）は54.3%でしたので、家庭からの燃やせるごみに食品ロスが18.3%含まれています。なお、食品ロスの割合は、札幌市では8%、京都市では14%、横浜市では17%など幅があります。

また、食品ロスの内訳では、手つかず食品が58.2%（100%残存40.7%、50%以上残存7.0%、50%未満残存10.5%）、食べ残しが41.8%でした。

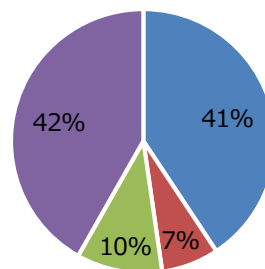
手つかず食品の内訳は、消費期限切れが28.5%、消費期限内が0%、賞味期限切れが15.4%、賞味期限内が5.2%、50.9%は消費・賞味期限の表示がありませんでした。

家庭系可燃ごみの内訳



- 家庭系可燃ごみ（食品廃棄物以外）
- 食品廃棄物（食品ロス以外）
- 食品ロス

食品ロスの内訳



- 直接廃棄（100%残存）
- 直接廃棄（50%以上残存）
- 直接廃棄（50%未満残存）
- 食べ残し

令和3（2021）年度の家庭からの燃やせるごみ量13,302トンに対し、食品ロスの比率を乗じると、令和3年度の食品ロス発生量は、2,434トン、市民1人1日あたり82グラムとなります。

令和3（2021）年度家庭系食品ロス推計量：2,434トン

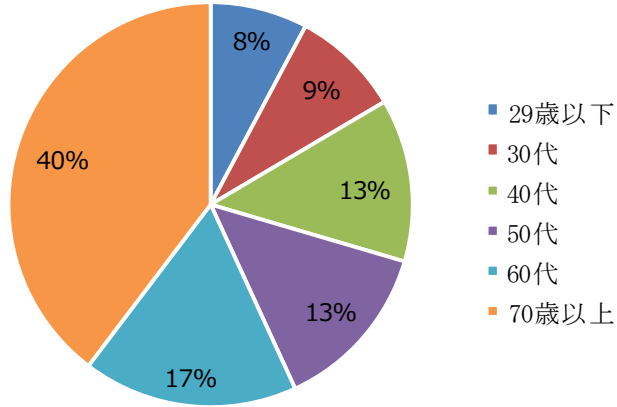
（82グラム／人／日）

(2) 市民アンケート（令和元年9月実施）

①アンケート概要

【実施期間】 令和元年9月13日～令和元年9月27日

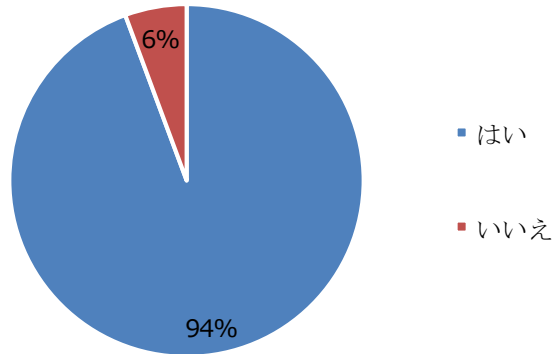
【回答者数】 860人



②アンケート結果

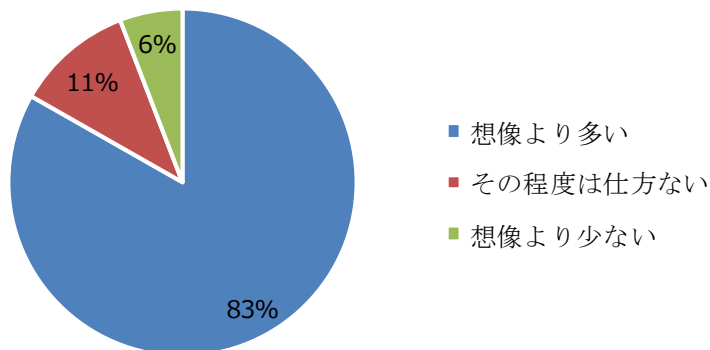
【食品ロスについてご存じですか】

食品ロスを知っているとの回答が約94%であり、「食品ロス」という言葉は多くの市民に認知されているという結果でした。



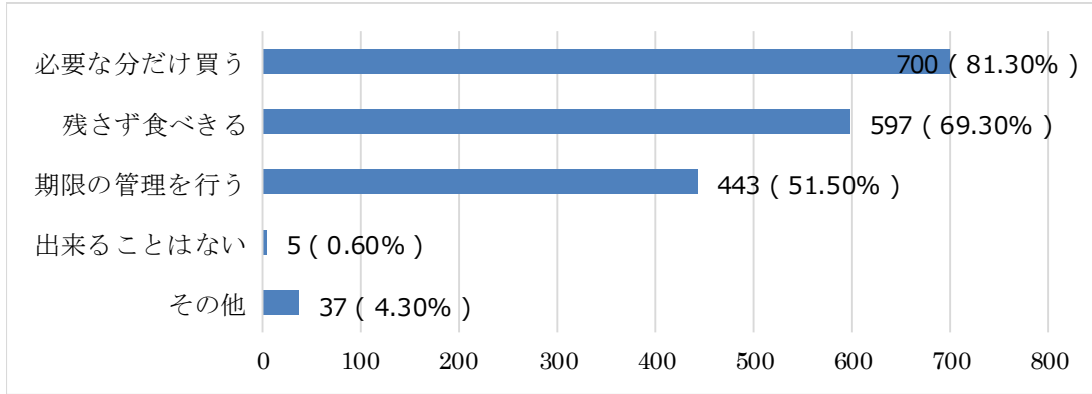
【燃やせるごみに含まれる食品ロスについて感じる事】

「想像より多い」との回答が約83%でした。「仕方ない」、「想像より少ない」との改善の必要はないと考える方も約17%という結果でした。



【食品ロスを減らすためにできること（複数回答可）】

「必要な分だけ買う」、「残さず食べきる」、「期限の管理を行う」との回答が全体の半数以上という結果でした。その他として、「余った食材を友人にあげる」との意見などがありました。

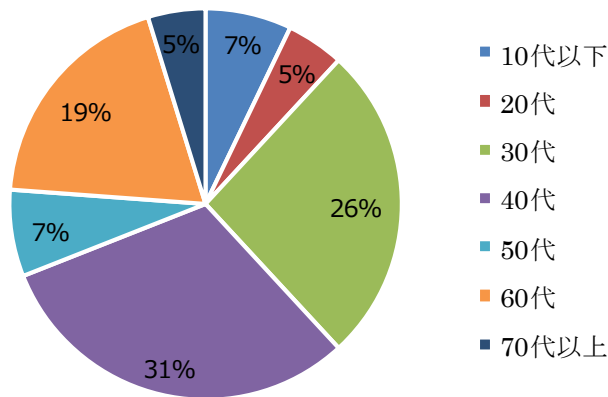


(3) 市民アンケート（令和3年8月実施）

①アンケート概要

【実施期間】 令和3年8月1日

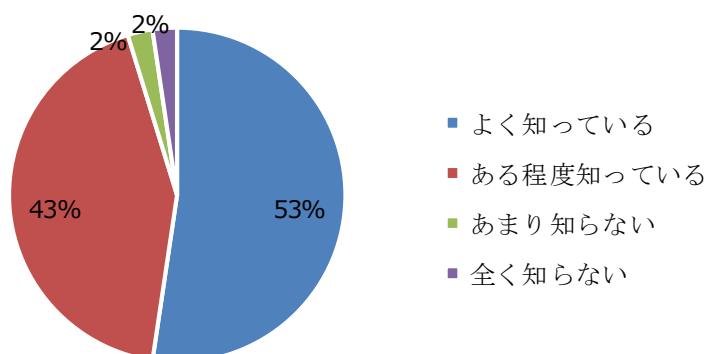
【回答者数】 42人（※室蘭市民のみの人数）



②アンケート結果

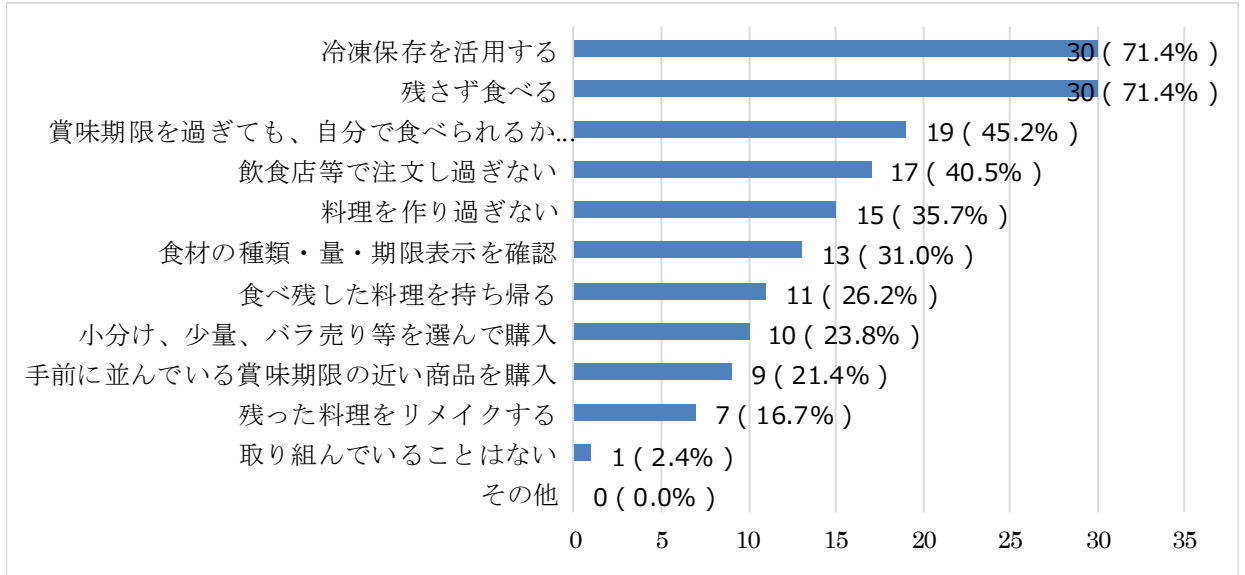
【「食品ロス」が社会問題になっていることをご存じですか】

約95%の方が社会問題だと認識しているという結果でした。



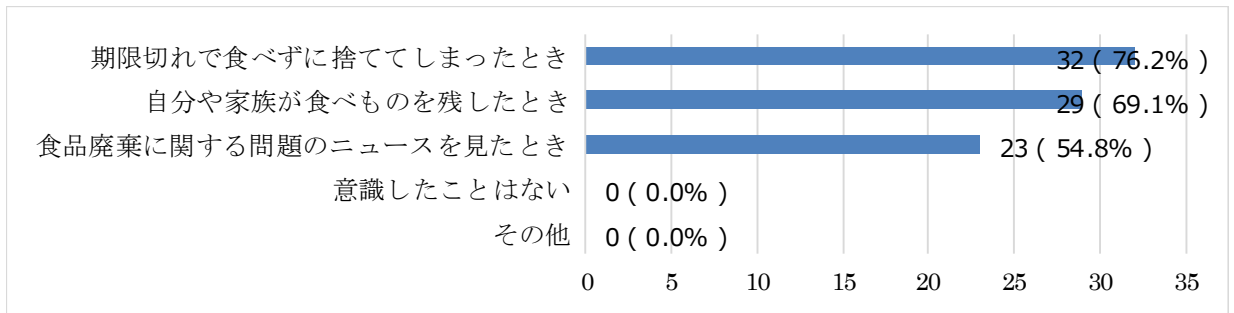
【「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか（複数回答可）】

「残さず食べる」など家庭での取り組みの回答が多く、「食べ残した料理を持ち帰る」や「手前に並んでいる商品を購入」など、外食や購買活動での取り組みは少ないという結果でした。



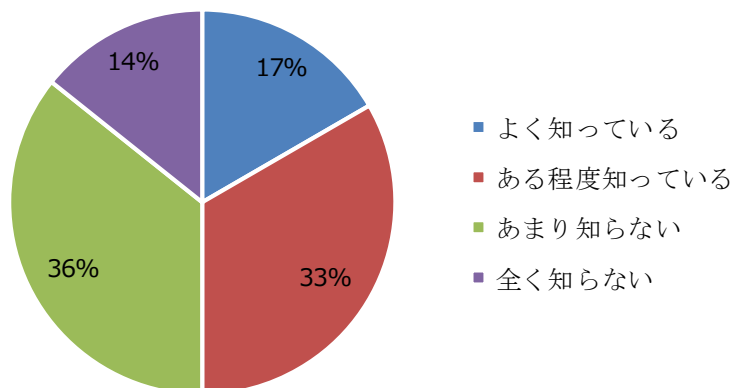
【食生活の中で「もったいない」を意識したことはありますか（複数回答可）】

「期限切れで食べずに捨ててしまったとき」に最も「もったいない」を意識したとの結果でした。



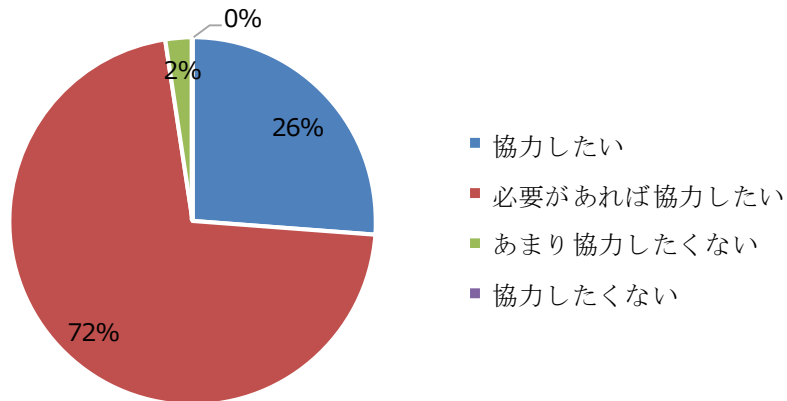
【「フードドライブ」活動を知っていますか】

半数は「知らない」との結果でした。



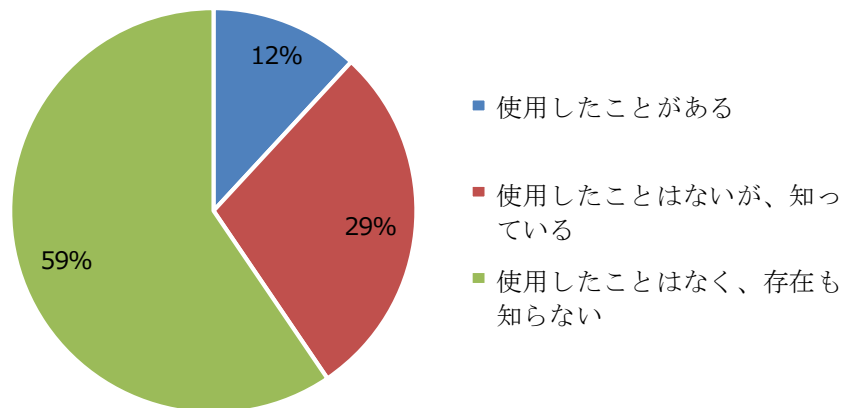
【「フードドライブ」活動に協力したいと思えますか】

「必要があれば」も含めると、「協力したい」が約98%でした。



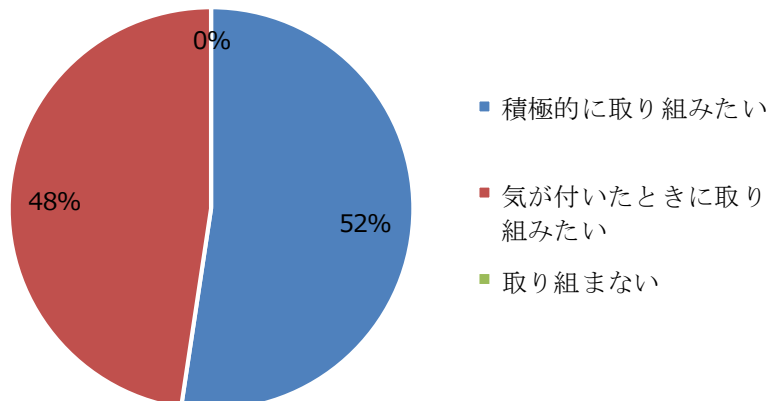
【食品ロス削減に関するアプリ等を使用したことがありますか】

約60%が「使用したことはなく、存在も知らない」との回答でした。

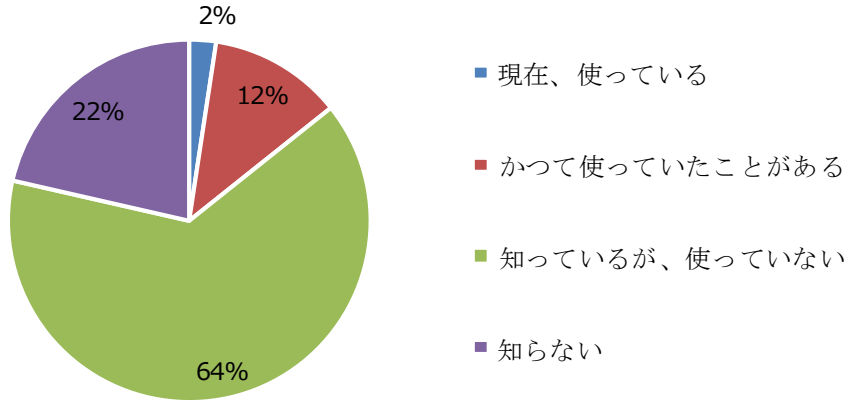


【食品ロスを減らすために、今後どのように取り組もうと思えますか】

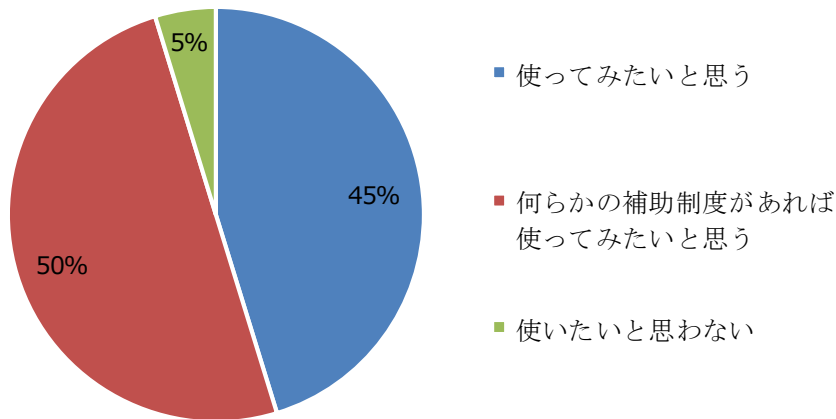
「気がついたときに」も含めると、「取り組みたい」が100%でした。



【「電動生ごみ処理機」や「コンポスト」について、お聞かせください】
 約86%が使ったことがなく、その中で「知らない」も22%でした。



【「電動生ごみ処理機」や「コンポスト」について、お聞かせください】
 「何らかの補助制度があれば」を含めて、「使ってみたい」が約95%でした。

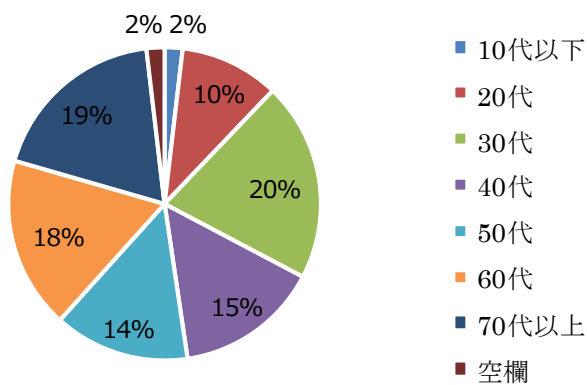


(4) 市民アンケート（令和3年10月実施）

①アンケート概要

【実施期間】令和3年10月23日（土）、30日（土）

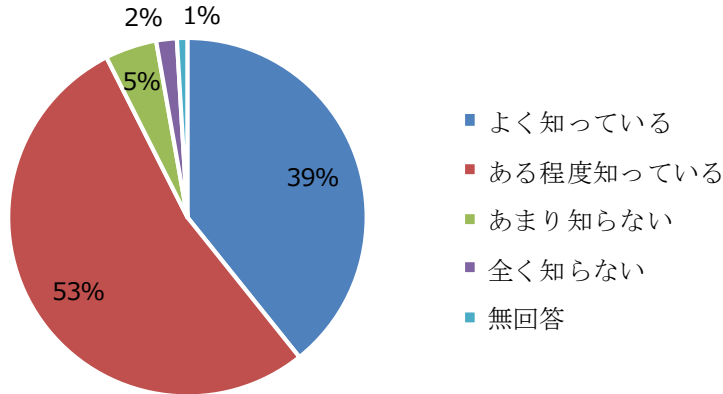
【回答者数】107人



②アンケート結果

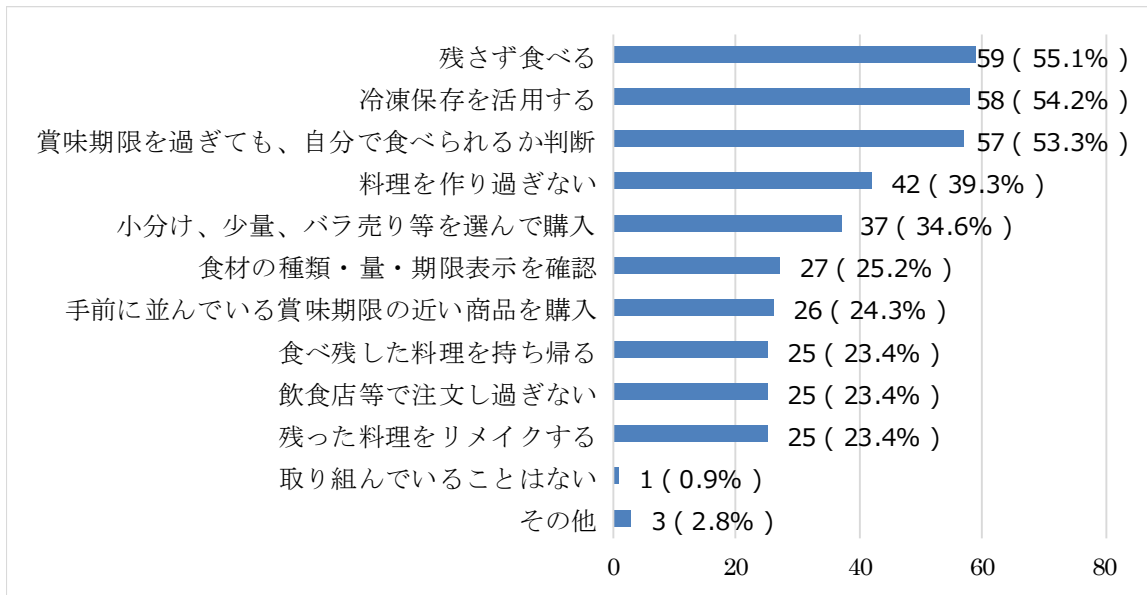
【あなたは、「食品ロス」が社会問題となっていることをご存じですか】

「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせると約92%でした。



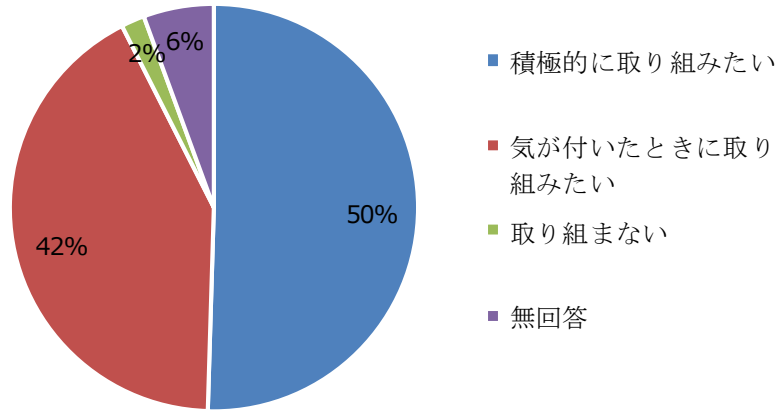
【あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか（複数回答可）】

「残さず食べる」、「冷凍保存を活用する」、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てずに、自分で食べられるか判断する」など家庭での取り組みの回答が多く、「食材の種類・量・期限表示を確認」、「手前の商品を購入」、「食べ残した料理を持ち帰る」、「飲食店等で注文し過ぎない」など、外食や購買活動での取り組みは少ないという結果でした。



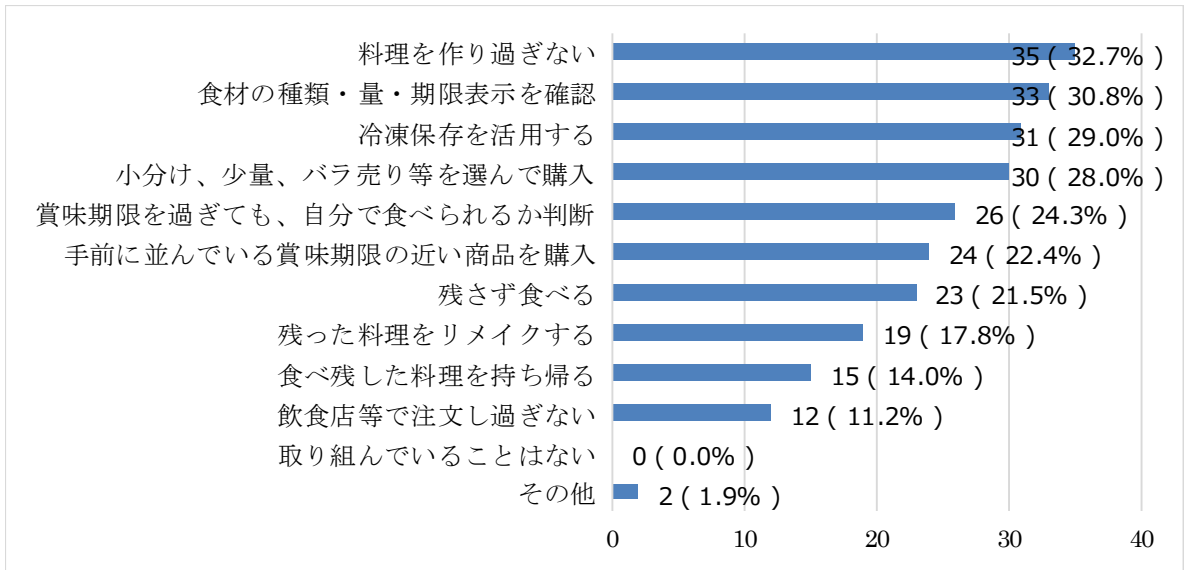
【食品ロスを減らすために、今後どのように取り組もうと思いますか】

「積極的に取り組みたい」と、「気がついたときに取り組みたい」をあわせ約92%が、取り組みたいと考えているという結果でした。



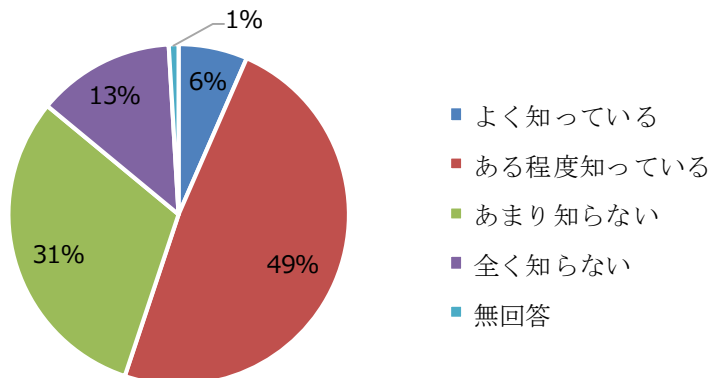
【「積極的に取り組みたい」、「気が付いたときに取り組みたい」と回答した方にお尋ねします。今後取り組もうと思う内容を選び、番号を記入ください(複数回答可)】

「食材の種類・量・期限表示を確認」や「小分け、少量、バラ売り等を選んで購入」など、購買活動での取り組みも比較的多い結果でした。



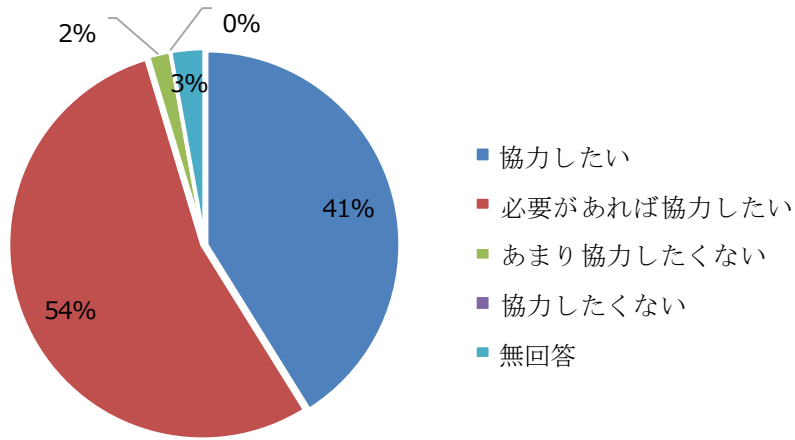
【あなたは、「フードドライブ」活動を知っていますか】

「ある程度知っている」をあわせると、「知っている」が約55%でした。



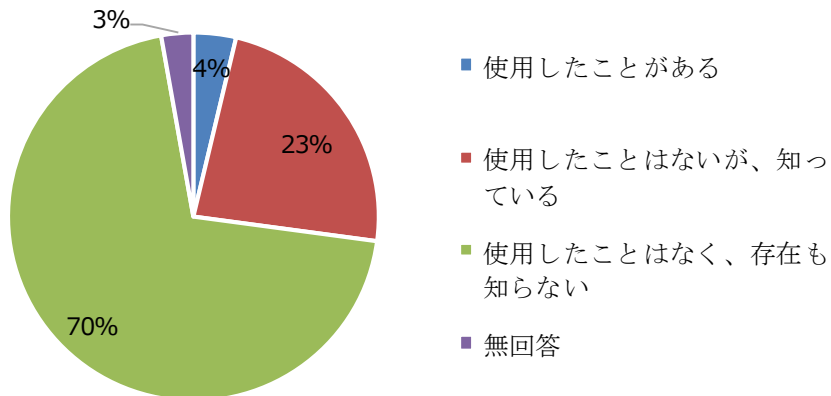
【今後、「フードドライブ」活動に協力したいと思いますか】

「必要があれば」をあわせると「協力したい」が約95%でした。



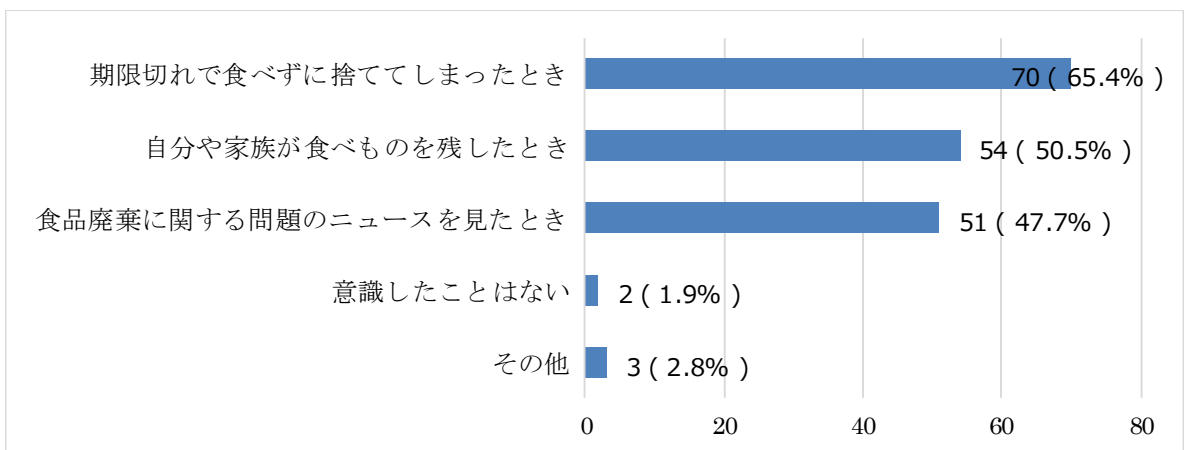
【あなたは食品ロス削減に関するアプリ等を使用したことがありますか】

「使用したことはなく、存在も知らない」が約70%でした。



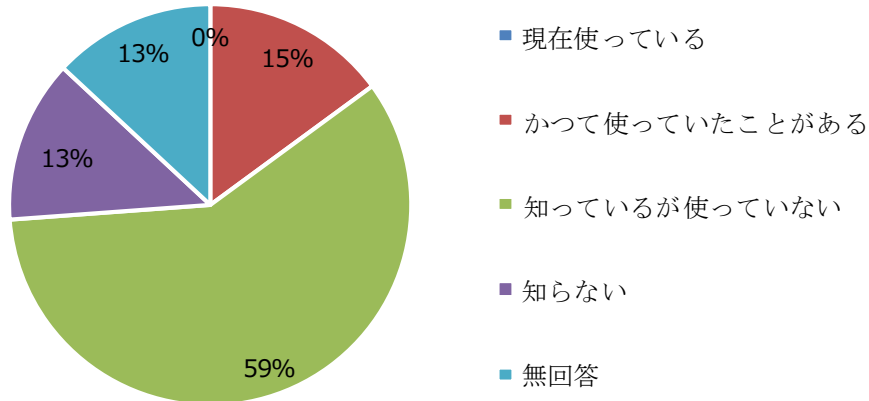
【あなたは食生活の中で「もったいない」を意識したことはありますか（複数回答可）】

「期限切れで食べずに捨ててしまったとき」に最も「もったいない」を意識したとの結果でした。



【「電動生ごみ処理機」や「コンポスト」についてお聞かせください】

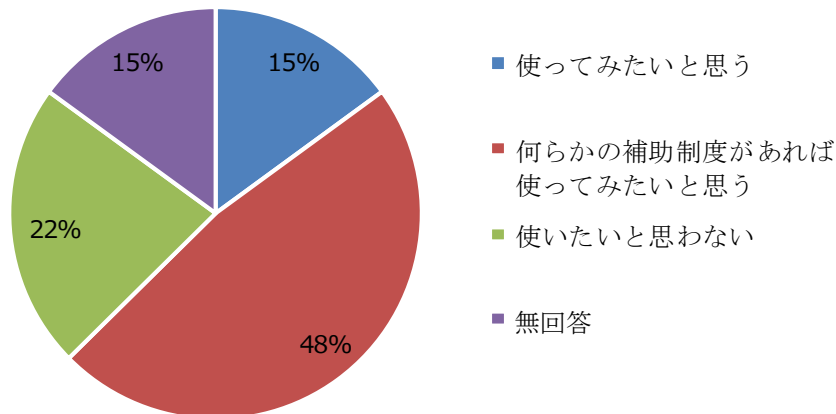
約72%が使ったことがなく、その中で「知らない」も13%でした。



【電動生ごみ処理機やコンポストは、「ごみの減量」に一定の効果があります。

あなたは使ってみたいと思いますか】

「何らかの補助制度があれば」を含めて、「使ってみたい」が約63%でした。



(5) 事業所から排出される食品ロスの量（推計）

事業所から排出される食品ロス量については、農林水産省による「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」と、経済センサスでの本市の年間商品販売額等の比率から、市内で発生する事業系食品ロスの量を約1,342トン（平成30年度）と推計しています。

ただし、これには産業廃棄物に分類される「食品製造業」から発生するものが180トン含まれていますが、それを除くと、食品小売業と外食産業から発生するものが大半であると考えられます。

また、平成30年度の推計量等と令和3年度の事業系可燃ごみの実績から、令和3年度の事業系食品ロス量を1,077トンと推計しています。

事業系食品ロスの発生要因については、「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」によると、仕入れ時の傷み、くされなどによる「仕

入れ時のロス」、賞味・消費・保管期限切れ、作り置きの不使用などによる「保管・販売時のロス」、加工・調理くず、端材などによる「加工・調理時のロス」、食べ残し・キャンセル品、注文ミスによる「食べ残しによるロス」などとなっています。また、業種別では、食品小売業は「賞味・消費・保管期限切れ、作りすぎ」が69.2%、外食産業は、「食べ残し・キャンセル品」が70.6%となっています。

[事業系食品ロス推計量（平成30年度）]

	発生量（トン）	業種別割合
食品製造業	180	13.4%
食品卸売業	79	5.9%
食品小売業	485	36.1%
外食産業	598	44.6%
全体	1,342	100.0%

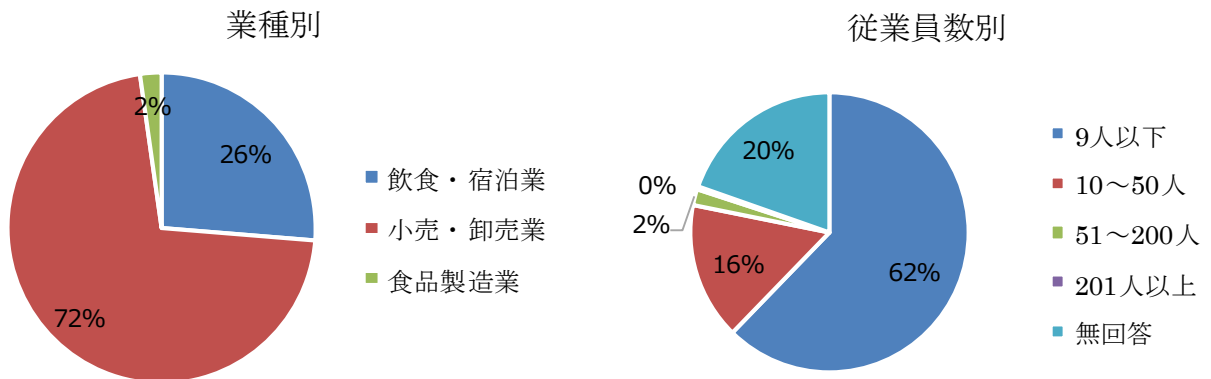
※農林水産省「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」を基に推計

（6）事業者アンケート（令和3年9月実施）

①アンケート概要

【実施期間】 令和3年9月～10月

【回答者数】 764社



②アンケート結果

a) 総括

飲食・宿泊業では、約70%で食品廃棄物が、約56%で食品ロスが発生するとの回答でした。食品廃棄物は「調理くず」が多く、食品ロスは「食べ残し」が多い結果となっています。対応として、「実施済み」が約20%、「今後検討」が約21%でした。「実施済み」では、ほとんどが「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」で、「今後検討」も「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」が最も多く、「食品をフードバンク等に提供」や「生ごみ処理機等を導入」との回答も複数ありました。

小売・卸売業では、約15%で食品廃棄物が、約9%で食品ロスが発生するとの回答でした。食品廃棄物は「不可食部分」が多く、食品ロスは「期限切れ」や「売れ残り」が多い結果となっています。対応として、「実施済み」が約7%、「今後検討」が約5%でした。「実施済み」では「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」が最も多く、「廃棄寸前の食品を値引き販売」との回答も複数ありました。「今後検討」では「食品をフードバンク等に提供」が最も多く、「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」や「生ごみ処理機等を導入」との回答もありました。

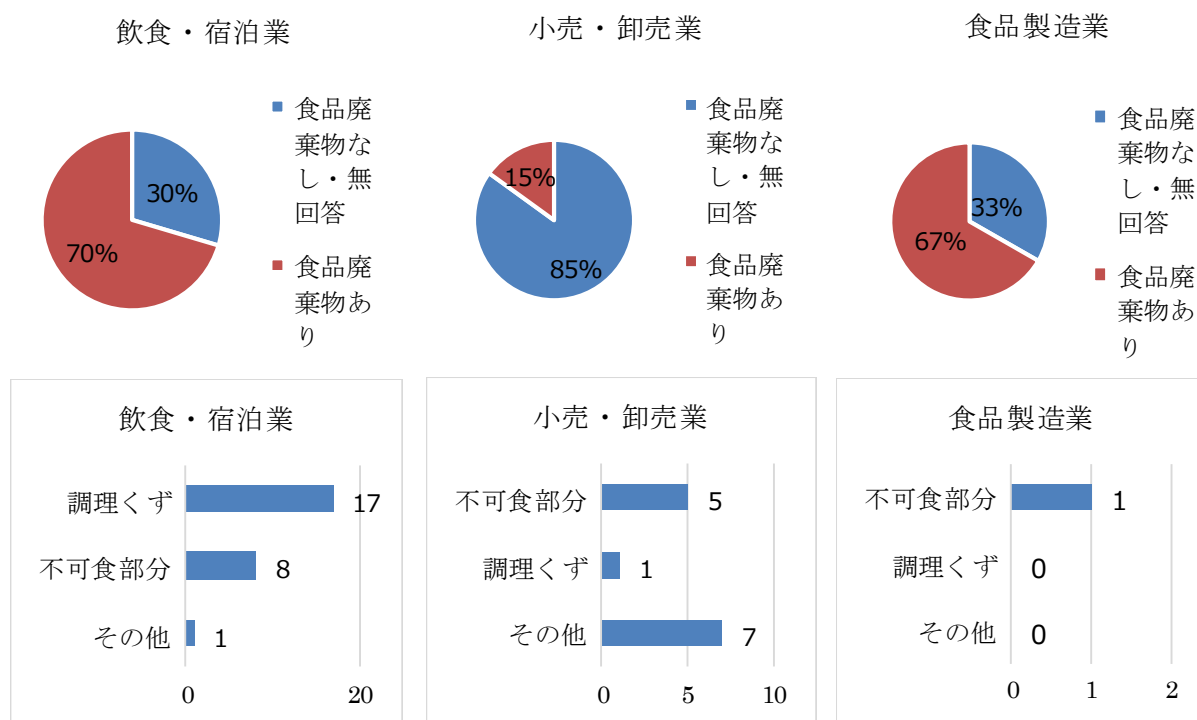
食品製造業から出る食品残さは産業廃棄物ですが、約67%で食品廃棄物が、約50%で食品ロスが発生するとの回答でした。食品廃棄物では「不可食部分」、食品ロスは「期限切れ」等との回答でした。対応として、「実施済み」が0%、「今後検討」が約17%でした。「実施済み」では「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」と「廃棄寸前の食品を値引き販売」、「今後検討」では「食べ残し、調理くずが少なくなるよう工夫」が最も多い回答でした。

なお、以上の3業種以外では、医療や福祉関係の施設で、給食の「食べ残し」など、結婚式場で「食べ残し」、高等学校や寮で給食等の「食べ残し」、宗教法人の「供物」などで発生しているとの回答がありました。

b) 回答内容

【食品廃棄物発生の有無について】

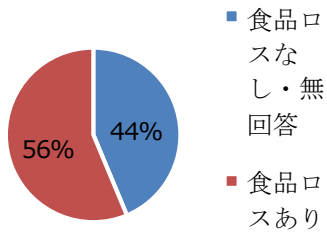
飲食・宿泊業の約70%、小売・卸売業の約15%、食品製造業の約67%が発生すると回答しています。



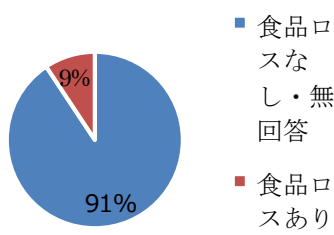
【食品ロス発生の有無について】

飲食・宿泊業の約56%、小売・卸売業の約9%、食品製造業の50%が発生すると回答しています。

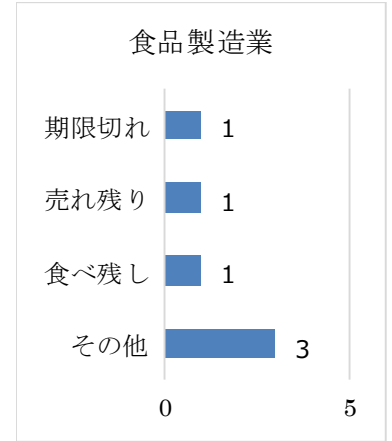
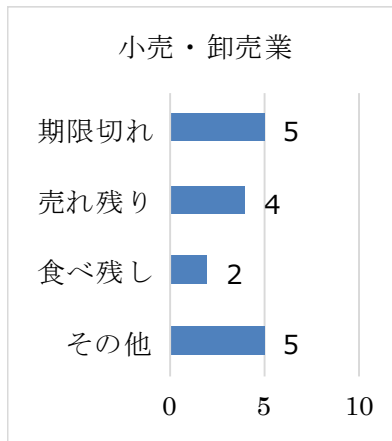
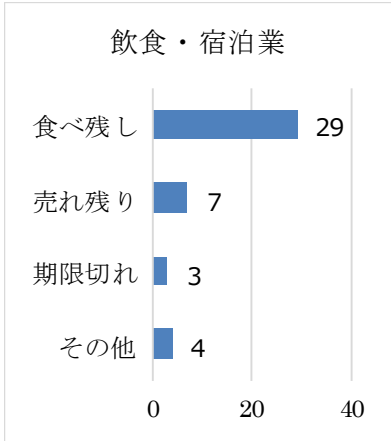
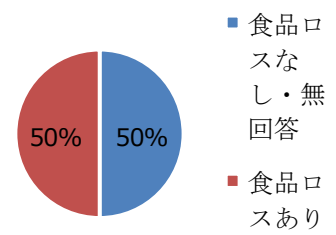
飲食・宿泊業



小売・卸売業

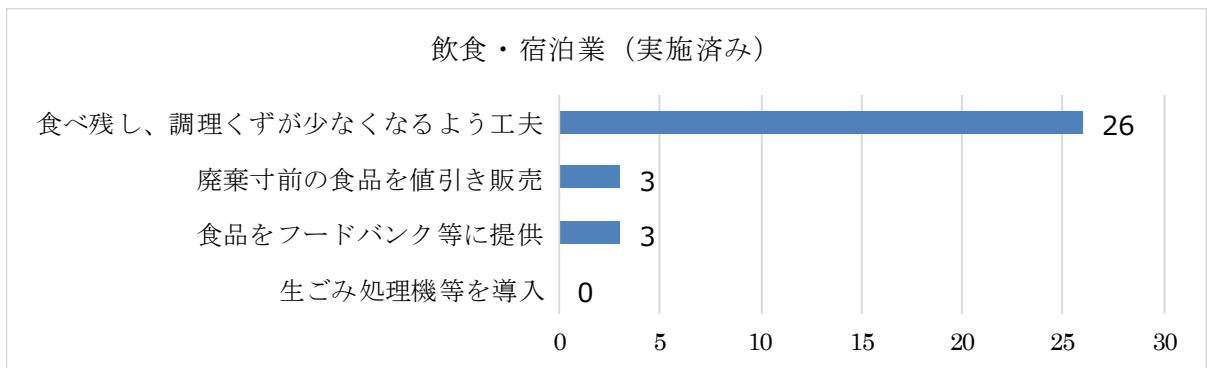
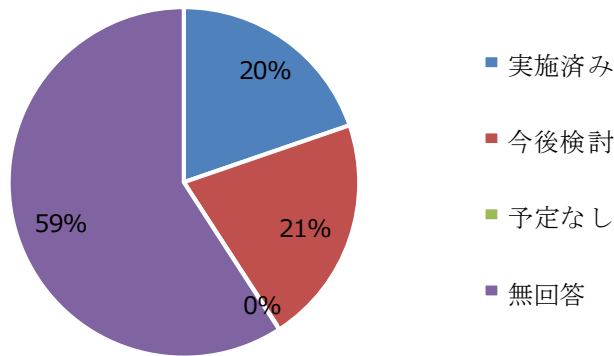


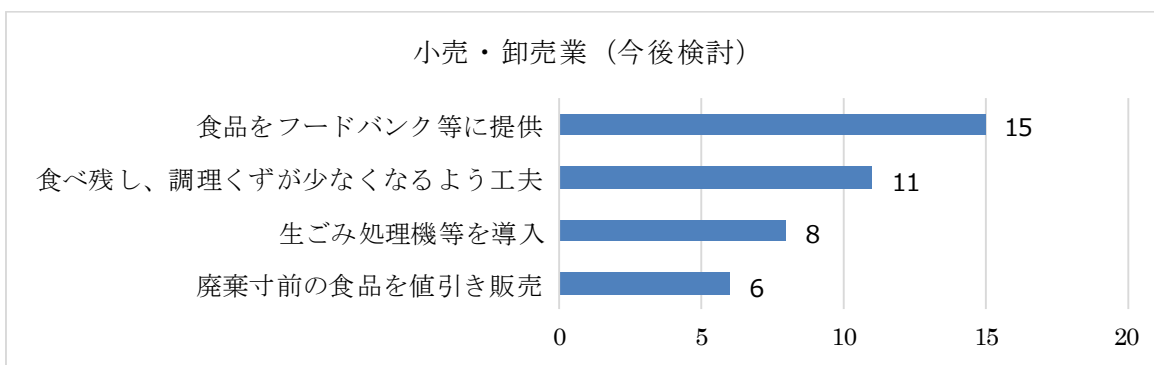
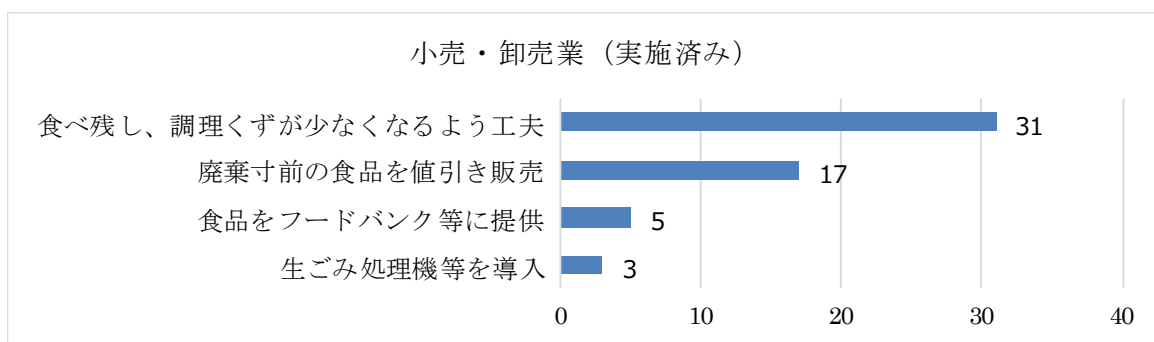
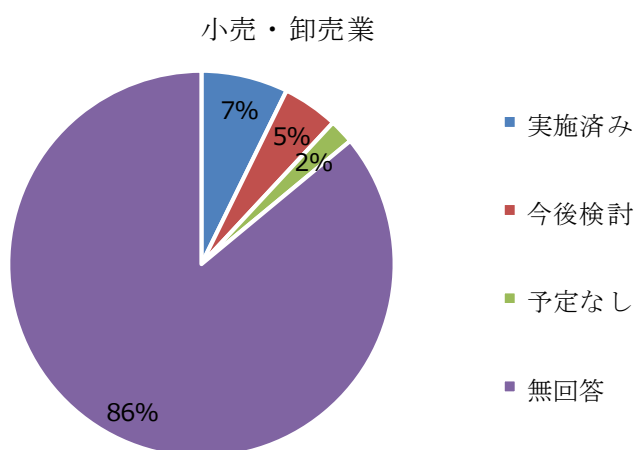
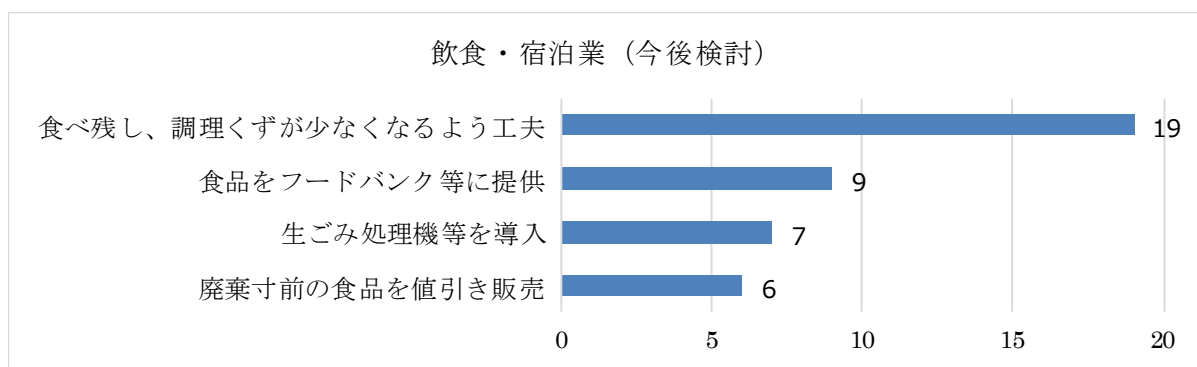
食品製造業

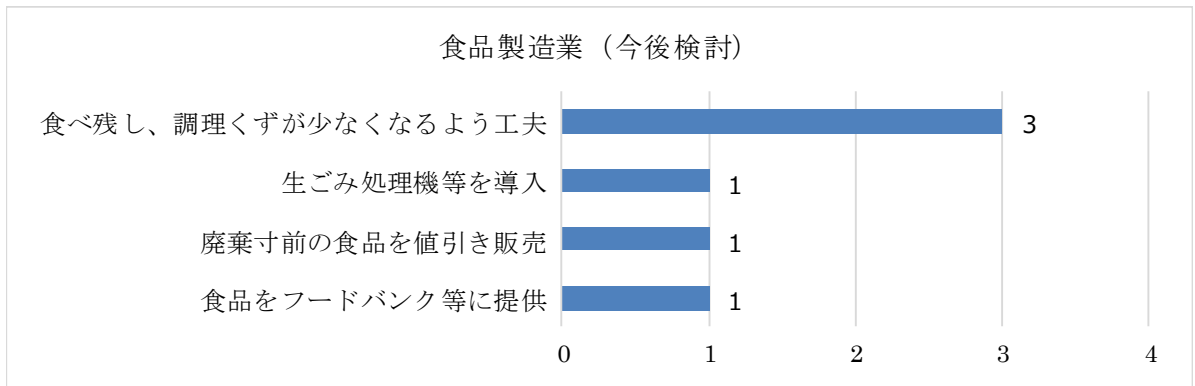
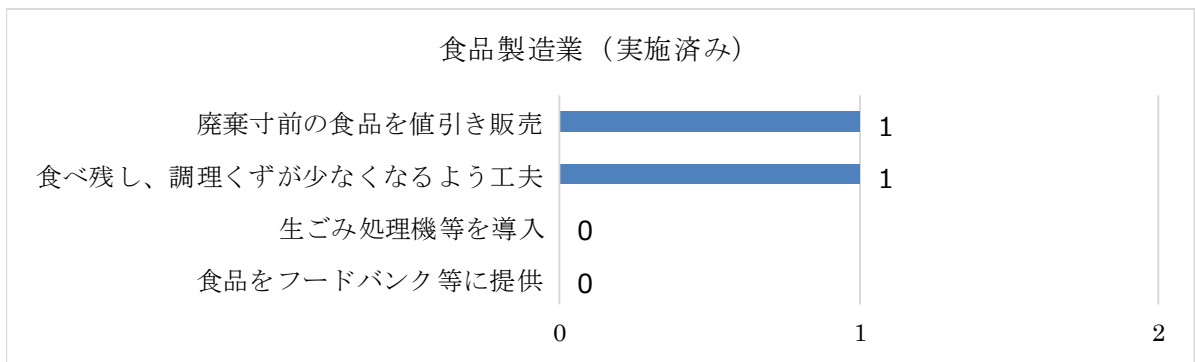
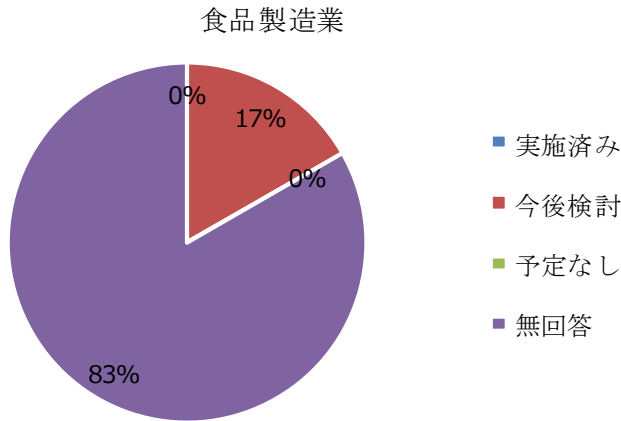


【食品廃棄物・食品ロスへの対応】

飲食・宿泊業







（7）本市の食品ロス削減への取り組み

本市では食品ロス削減の普及啓発のため、以下のような取り組みを行っています。

①全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

全国の438自治体（令和4年6月1日現在）が参加している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク」に本市も参加し、「外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン」を行っています。

②ホームページ等を活用した普及啓発

市ホームページで、本市の食品ロスの実態やフードドライブ、飲食店における「食べきり・食べ残し」対策、どさんこ愛食食べきり運動などについて情報発信をしています。また、登録制の「ごみの日メール」で、ごみの収集日をお知らせするのにあわせて食品ロス削減について啓発を行っています。

③食品ロス削減に関する出前講座の実施

(最近の実績)

令和2年12月22日：天神小学校（6年生） 参加人数90名

令和3年 1月27日：蘭北小学校（6年生） 参加人数61名

④フードドライブの実施

年月日	場所	回収実績
令和2年10月26日 ～30日	市役所本庁舎	211点（50.9kg）
令和2年10月31日	生涯学習センター「きらん」	
令和3年8月1日	市立室蘭水族館	57点（13.4kg）
令和3年10月23日	MORUE 中島	654点（149.3kg）
令和3年10月25日 ～29日	市役所本庁舎	
令和3年10月30日	MORUE 中島	

6-4. 課題の整理

本市の現状及びアンケート結果から、以下のとおり家庭系と事業系に区分けして主な課題を整理しました。

①家庭系食品ロス

- ・ 「食品ロス」についての認知度や取り組みへの意欲は高いものの、取り組みは家庭内の食べきりに偏っており、小分け商品やばら売り商品を選んで購入することや、手前どりなどの購買行動が食品ロスの削減につながることへの認識や、飲食店での適度な注文や持ち帰りなどの外食における食品ロス削減への認識が低いことから、食品ロスの発生要因についての啓発を行う必要があります。
- ・ 家庭内での取り組みにおいて、「日頃から食材の種類・量・期限表示を確認する」といった計画的な消費や、「残った料理をリメイクする」など認知度の低い項目があることから、市民の取り組みの幅を広げるような啓発を行う必要があります。
- ・ フードドライブ活動については、この活動への認知度自体が高くないため、この活動についての啓発とともに、職場や学校など身近なところでの取り組みを促していく必要があります。

②事業系食品ロス

- ・ 飲食・宿泊業へのアンケートでは、食品ロスとして「食べ残し」が多いと回答されていますが、市民へのアンケートでは、「取り組んでいる」や「今後取り組もうと思う」において、「飲食店等で注文し過ぎない」や「食べ残した料理を持ち帰る」などの回答が少ないことから、事業者による工夫・取り組みとともに、市民への啓発等により消費者の行動変容を促す取り組みが必要です。
- ・ 小売・卸売業へのアンケートでは、食品ロスとして「期限切れ」や「売れ残り」が多いと回答されていますが、市民へのアンケートでは、「取り組んでいる」において、「てまえどり」や「小分け、少量、バラ売り等を選んで購入」などの回答が少ないことから、事業者による工夫・取り組みとともに、市民への啓発等により消費者の行動変容を促す取り組みが必要です。
- ・ 食品をフードバンク等に提供している事業者が少ないことから、フードバンクなど食品を必要としている市民とのマッチングが必要です。
- ・ 生ごみ処理機等を導入している事業者が少ないことから、食品リサイクルについて啓発や情報提供を行うなど導入を促す取り組みが必要です。

6-5. 数値目標

国では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系については令和元年7月に公表された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で、ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しており、「基本方針」も、それらの目標を踏襲しています。また、「基本方針」では、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」との目標も示しています。

北海道では、国の目標を踏まえ「平成29年度（2017年度）を基準に、令和12年度（2030年度）までに、食品ロス量を20%削減する」との「食品ロス発生削減目標」を設定しています。

また、「食品ロスの削減に向けた行動目標」として、令和5（2023）年度に「食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合を80%以上」と設定しています。

本市では、国や北海道の目標設定を踏まえ、平成29（2017）年度を基準に、令和12（2030）年度までに食品ロス量を20%削減することを最終目標とし、室蘭市一般廃棄物処理基本計画（以下、第6編において「基本計画」という。）の目標年度（令和7（2025）年度）の数値目標を設定します。

また、令和3年度に行ったアンケートから、食品ロス問題を認知し、家庭での取り組みをしている市民の割合は91.3%、外食での取り組みをしている市民の割合は41.1%と推測し、令和12年度に外食での取り組みをしている市民についても80%以上とすることを最終目標とし、令和7年度に60%以上とします。

〔食品ロス削減にかかる目標〕

指標	令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度
	現状	基本計画の目標年度	最終目標年度
家庭系 食品ロス排出量	82g/人/日 (2,434トン)	74g/人/日 (2,065トン)	65g/人/日 (1,649トン)
事業系 食品ロス排出量	37g/人/日 (1,077トン)	34g/人/日 (954トン)	31g/人/日 (784トン)
食品ロス問題を認知し、何らかの取り組みをしている市民の割合	家庭で実施 91%	60%以上	80%以上
	外出時に実施 41%		
(参考)	家庭系ごみ排出実績 544g/人/日 (16,079トン)	(基本計画目標推計) 家庭系ごみ排出量 479g/人/日 (13,288トン)	
	事業系ごみ排出実績 480g/人/日 (14,196トン)	(基本計画目標推計) 事業系ごみ排出量 471g/人/日 (13,066トン)	

6-6. 食品ロス削減推進の基本施策

市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、取り組みを推進することとされています。

(1) 国の基本的施策

国の「基本方針」では、以下の基本的施策を定めています。

①教育及び学習の振興、普及啓発等	④実態調査及び調査・研究の推進
②食品関連事業者等の取組に対する支援	⑤情報の収集及び提供
③表彰	⑥未利用食品を提供するための活動の支援等

(2) 北海道の基本方針

北海道食品ロス削減推進計画では、以下の基本方針を定めています。

- ①基本方針1 食品ロスを発生させない取組の推進
- ②基本方針2 未利用食品等を有効利用する取組の推進
- ③基本方針3 食品ロス削減推進体制の整備

(3) 本市の基本施策

国の基本的施策及び北海道の基本方針を踏まえ、本市の基本施策を以下のとおりまとめます。

- ①基本施策1 発生抑制（リデュース）の推進
- ②基本施策2 再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
- ③基本施策3 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

6-7. 基本施策に基づく取り組み内容

(1) 発生抑制（リデュース）の推進

- ①教育及び学習の振興、普及啓発
 - ・学校教育における、食育や環境学習等を通じた食品ロス削減の普及啓発
 - ・給食だより（「ランチタイム」）等での食品ロス削減に関する情報発信
 - ・出前講座による食品ロス削減の普及啓発
- ②家庭における食品ロス削減
 - ・食品ロス削減レシピの普及啓発
 - ・冷蔵庫の定期的なクリーンアップの普及啓発
 - ・「ローリングストック法」や、食材を無駄にしない保存法の普及啓発
 - ・食品ロスダイアリーの活用促進
- ③フードシェアリングの普及啓発
- ④国が実施している「食品ロス削減推進大賞」等の表彰制度の周知
- ⑤「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発

(2) 再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進

- ・フードバンク活動への支援
- ・フードドライブの推進
- ・防災備蓄食品の有効利用
- ・外食時の持ち帰り対策（ドギーバッグ（mottECO））の普及啓発
- ・食品廃棄物の飼料、肥料化等の推進



(3) 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- ・「室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議」開催による関係部局間での連携した取り組みの実施
- ・社会福祉協議会、消費者協会、事業者等との連携と取り組みの推進
- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等を通じた全国の先進的な取り組みや優良事例等の情報収集

6-8. 各主体の役割

食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生しています。食品ロス削減のためには、市民、事業者、行政等の各主体が「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、この課題と各主体の役割を理解し、取り組むことが必要です。

(1) 市民（消費者）の役割

市民は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、自らの行動が食品ロスの発生に関わることを自覚し、日常生活において、使いきりや食べきり、過度な鮮度志向の見直しなど、食品ロスの削減につながる取り組みの実践に努めます。



(2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体における食品ロス削減の必要性を理解し、食品製造業、小売業、飲食店などで、それぞれの事業に応じた食品ロス削減の取り組みの実践に努め、それでもやむを得ず発生する食品廃棄物については飼料化・肥料化等の食品リサイクルの取り組みの実践に努めます。



(3) 市の役割

市は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、食品ロスに関わる情報の収集と市民・事業者への普及啓発に努め、食品ロス削減の機運醸成を図ります。

6-9. 関連する施策との連携、推進体制及び進行管理

食品ロスの削減推進は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第106号）、食育推進基本計画（第4次 令和3年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策に位置づけられています。

食品ロスの削減は、食品の製造から販売、消費の流れ全体で取り組むべき課題であり、実現するためには多様な主体が連携し、協力する必要があります。室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議を中心に庁内関係部署で連携するほか、消費者団体、事業者、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などと連携し、取組を推進していきます。

食品ロス削減に関する施策の実施状況については、定期的に取り組みの成果を検証し、必要に応じて施策の見直しを行います。

【用語集】

①SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことであり、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成されています。

②食品廃棄物

廃棄される食品の総称で、食べられる部分（食品ロス）と骨などのもともと食べられない部分の両方を合わせたものをいいます。

③食品ロス

食品廃棄物のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことをいいます。食卓にのぼった食品で、食べきれずに廃棄されたもの（食べ残し）、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの（直接廃棄）、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（過剰除去）の3つに大きく分類されます。

④食品ロスダイアリー

家庭で発生した食品ロスを記録する日記のことをいいます。食品ロスの量や種類を記録し、廃棄量や食品ロスにつながりやすい行動を自覚することができます。

⑤消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで「安全に食べられる期限」のことをいいます。

⑥賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことをいいます。この期限を過ぎて、すぐに食べられなくなるわけではありません。

⑦全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。

⑧てまえどり

商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為のことをいいます。販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。

⑨ドギーバッグ

飲食店で食べ残した料理を持ち帰るための容器のことをいいます。

⑩どさんこ愛食食べきり運動

北海道が「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに進めている、食を愛おしみ、食べ残しをしない、出さない取り組みのことをいいます。

⑪生ごみ処理機

生ごみなどの有機物を処理する家電製品のことをいいます。

⑫フードシェアリング

何もしなければ廃棄されてしまう商品を、消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みのことをいいます。

⑬フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、フードバンク団体を介して食品を必要とする人や団体などに届ける活動をいいます。

⑭フードバンク

食品企業の製造過程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動のことをいいます。

⑮ローリングストック法

普段から少し多めに食材や加工品を買っておき、使った分を新たに買い足すことで、常に一定量の食料を備蓄しておく方法のことをいいます。

第7編 計画の進行管理・評価

計画の進行に当たっては、それぞれの役割に主体性をもって事業を推進することが重要であり、各施策の実施状況や達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

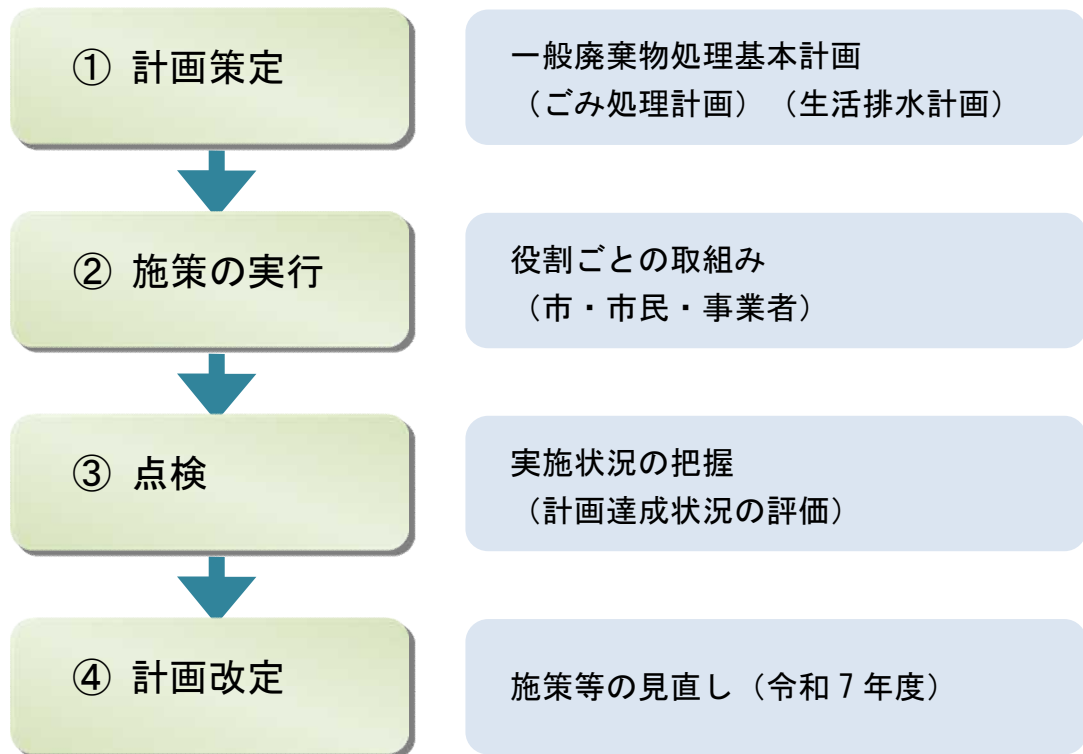
計画管理については、以下のとおりです。

7-1. 計画の進行管理

施策及び数値目標については、年度ごとに進行管理を含め評価を行います。

7-2. 進行管理

ごみの減量・リサイクルや適正処理を含め、達成状況や目標値の定期的チェック評価し、効率的に施策等の実施を行います。



7-3. チェック方法と評価

(1) 具体的施策と各年評価

本計画との整合性を確認しつつ、具体的な施策については、各年度で整理を行い、排出量予測等と比較し進捗状況も含め把握を行います。

(2) 中間目標年における実施評価

本計画では、令和2年度を中間年としており、数値目標や施策も含めて検証を行うほか、本市の社会的状況、国・道の計画、近隣市町及び西いぶり広域連合の施策や計画と調和をとりつつ、令和3年度以降に向け、数値目標、施策の見直しを行いました。

(3) 評価

本計画に掲げた施策の進捗状況及び目標について

- ① 関連部署を含め、庁内で点検を行います。
- ② 庁内点検を行った後、報告書を作成し、関係審議会等から数値目標、施策等について提言をいただきます。

(4) 情報公開

進捗状況等の共通認識を図るため、広報紙、室蘭市ホームページ等で情報の公開を行います。

(5) 計画の見直し

本計画については、前期を平成28年度から令和2年度、後期を令和3年度から令和7年度とし、中間年である令和2年度に数値目標、施策について精査・見直しを行いました。

今後においても、ごみ処理・リサイクル事業のあり方の検討結果や、計画の諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行います。

室蘭市一般廃棄物処理基本計画
(平成28年3月策定)
(令和3年3月見直し)
(令和4年12月食品ロス削減推進計画編入)

策定部署 室蘭市生活環境部環境課

住 所：室蘭市幸町1番2号

電 話：0143-22-1481

F A X：0143-22-7148

e-mail：kankyou@city.muroran.lg.jp

本書は、室蘭市ホームページでもご覧いただけます。